

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 道路改築事業

箇所名: 一般国道473号 金谷相良道路Ⅱ

照会者: 一般国道473号 金谷相良道路Ⅱの受益者

担当課: 道路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	運輸部会等でも、国道1号の4車線化、三遠南信自動車道、国道473号バイパスなどの事業のストック効果を研究している。毎年、要望活動も行っており、本年度も早期完了を要望したい。企業も事業展開のタイミングを考えると、完了時期が明確になるとありがたい。経済界からは、防災の面からも、命のみちと考えている。	金谷御前崎連絡道路の延伸とともに、沿線に新たな企業が進出するなど、道路のストック効果が発現されている。また、平成27年には富士山静岡空港に連結する国県道が中部版くしの鹵作戦におけるステップⅠの道路に格上げされ、金谷相良道路Ⅱの開通により、防災力が強化されることから、早期完成を目指して事業を推進する。
2	事業継続を要望	国道1号バイパスの菊川IC付近からは、国道473号バイパスの橋脚が次々と完成し事業が進み、ようやく形が見えてきたように感じる。ここまで来たのであるから、大いに進めていただきたい。菊川ICのフルインターチェンジ化など、菊川方面へのアクセスが著しく向上し、便利性が向上することは期待が大きい。	金谷相良道路Ⅱの整備とともに、菊川ICのフルインターチェンジ化も実施され、国道1号とのアクセス性が向上することから、早期完成を目指して事業を推進する。
3	事業継続を要望	富士山静岡空港、ふじのくに茶の都ミュージアム、アウトレットを国道1号とつなげる国道473号バイパスは人の流れを変えようとする。国道473号の現道(倉沢ICから国道1号大代ICまで)を走行する大型車がバイパスへ転換すれば、牧之原の茶園や既存住宅地への排ガスや騒音問題も改善されることから、早期開通を期待する。	金谷相良道路Ⅱの整備により、富士山静岡空港やふじのくに茶の都ミュージアム等、周辺施設間のアクセス性が向上するとともに、現道交通がバイパスへ転換され、交通が地域に与える影響も縮減されるため、早期完成を目指して事業を推進する。
4	事業継続を要望	企業誘致においては、様々な企業から「1日も早い開通をお願いしたい。」との声を多数聞いている。物流企業は、高速道路ではなく一般道路を利用する機会も多いが、空港、港、工業団地が規格の高い道路でつながるのは大きなメリットがある。空港とアウトレット、茶の都ミュージアムが連携できれば路線拡大で20年後の年間利用者数の目標135万人も夢ではない。また、アウトレット70万人、茶の都ミュージアム7万人、島田金谷IC周辺にぎわい交流拠点140万人も可能である。	金谷相良道路Ⅱの整備により、陸・海・空の交通ネットワークが形成され、アクセス性が向上することから、物流や観光面等において更なる活性化に寄与するものと思われ、早期完成を目指して事業を推進する。
5	事業継続を要望	国道473号バイパスが完成すれば、現道の交通もバイパスに転換し、地元(金谷中、金谷小)の生徒や児童の通学へも安全性が高まる。また、災害の危険性も高い現道への代替え路線として、地域の安全性も高まる。ぜひ、早く開通させて頂きたい。	金谷相良道路Ⅱの整備により、市街地への通過交通がバイパスに転換し、地域の安全性向上に資するとともに、現道部の地滑り危険区域を回避することで、防災力の向上に寄与し、早期完成を目指して事業を推進する。
6	事業継続を要望	島田市は、国道1号を中心として新東名高速道路、富士山静岡空港、東名高速道路、重要港湾御前崎港を結ぶ交通の結節点であり、これを結ぶ道路は地域にとって大きな経済効果をもたらすため、今後も継続した事業促進をお願いしたい。	金谷相良道路Ⅱの整備により、陸・海・空の交通ネットワークが形成され、アクセス性が向上し、物流や観光面等において更なる活性化に寄与するものと思われ、早期完成を目指して事業を推進する。
7	事業継続を要望	東名高速道路、新東名高速道路、富士山静岡空港、重要港湾御前崎港を結ぶ道路は、大規模災害時における急命活動、物資輸送、復興活動に欠かせないものであるため、早期実現を要望する。	平成27年には富士山静岡空港に連結する国県道が中部版くしの鹵作戦におけるステップⅠの道路に格上げされ、金谷相良道路Ⅱの開通により、防災力が強化されることから、早期完成を目指して事業を推進する。
8	事業継続を要望	志太榛原・中東遠地域における「陸・海・空」の広域交通ネットワークを早期に形成するため、国道473号バイパスの早期整備と供用を要望する。	金谷相良道路Ⅱの整備により、陸・海・空の交通ネットワークが形成され、志太榛原・中東遠地域では、国道1号及び東名高速道路等の規格の高い道路と結ばれ、縦軸の道路ネットワークが強化されることから、早期完成を目指して事業を推進する。

平成31年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 道路改築事業

箇所名: 一般国道473号 地蔵峠Ⅱ

照会者: 一般国道473号 地蔵峠Ⅱの受益者

担当課: 道路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	新東名が開通し、地元住民や地域企業の利便性や経済性は向上した感があるが、大井川右岸側の道路が以前のままなので、改善されると距離が短くなり、使いやすくなる印象を受ける。	本事業で狭隘かつ線形不良区間の解消により、交通の円滑化が期待できるため、早期完成を目指し、事業を推進する。
2	事業継続を要望	桜まつりの時期は、家山(桜トンネル)まで観光バスを手配するが、道路事情から大井川左岸側(県道島田川根線)を利用している。 右岸側の国道473号が整備されれば、距離も短くなり便利になる。 国道473ルート(島田金谷IC～桜トンネル)17分 13.3km 島田川根線ルート(国1BP～桜トンネル)25分 18.0km	本事業は、観光の促進が期待できるため、早期完成を目指し、事業を推進する。
3	事業継続を要望	新東名高速道路が開通後、地域変動として、川根地区の観光増加もさることながら、金谷地区の活性化(賑わい交流拠点整備)も大きいものと感じている。 国道473号の整備により、川根地区と金谷地区の連携強化により、更なる相乗効果も期待できる。	本事業は、観光の促進が期待できるため、早期完成を目指し、事業を推進する。
4	事業継続を要望	新東名高速道路の開通により、川根地区の観光交流客数は統計値より増加している印象を受けている。 左岸の県道の方が走行しやすいため、遠回りでも利用者が多い現状にあるが、国道が整備されれば便利と感じ、利用者は多くなると思われる。	本事業で狭隘かつ線形不良区間の解消により、交通の円滑化が期待できるため、早期完成を目指し、事業を推進する。
5	事業継続を要望	平成26年度からの事業着手(大代)とあわせ、地蔵峠Ⅱも大きな事業であり、地元もようやく始まったとの期待感を持っている。1日も早い完成を期待している。	早期完成を目指し、事業を推進する。
6	事業継続を要望	市の一大プロジェクト(島田金谷IC周辺 にぎわい交流拠点整備)とあわせ、この地域に大きなポテンシャルや期待を感じさせる事業であると感じる。	本事業は、観光の促進が期待できるため、早期完成を目指し、事業を推進する。

平成31年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 道路改築事業

箇所名: 主要地方道清水富士宮線

照会者: 内房自治会4区長及び内房自治会13町内会長

担当課: 道路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	起点部のバイパスと現道がつながるカーブがきつく走りにくいので、早い開通を望む。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。
3	事業継続を要望	初期の事業計画は一般に知られていないものと思われるが、ありがたく感じているため早期完成を望む。	事業計画については、工事の説明資料とともに、回覧板等で、地元住民に周知するように努めるとともに、道路の早期完成を目指して事業を推進する。
4	事業継続を要望	内房から新清水ICまで幅の広い道路となり、時間を短縮した移動が可能となるため事業の継続を要望。 また、(主)清水富士宮線(現道)との交差点での事故防止対策が必要。その理由として、朝方静岡方面からの速度オーバーの車が多く、この工事が完成するとその傾向が強まると考える。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進するとともに、開通後の事故対策にも留意してまいります。
5	事業継続を要望	現状での事業中止は不自然、完成を望む。 巡沢付近での歩道が反対側になるため、児童にとって危険な箇所が多いと感じるが、これから施工を行う部分に関しては、そのようなことがないように同じ側に歩道を統一してほしい。 また交差点二箇所(新内房橋への道・内房橋への道との交差点)への信号機の設置を希望する。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。歩道の計画箇所は、沿道の状況等にあわせて検討しているため道路の横断を伴う等の不便が生じる場合があるが、歩行者の安全が確保できるよう、警察と連携して事業を推進する。
6	事業継続を要望	旧芝川・富士宮第二東名・山梨県境の重要道路であり、兼ねてより内房協議会として要望に伺ってきたため、ようやくの実現を嬉しく思うと共に早期の開通を望む。 要望を県や国が受け入れ、工事实現に至るまでの時間がかかりすぎる。工事の早期的な実現を望む。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。
7	事業継続を要望	新東名の清水ICからの道路が整備された場合、交通量が増え現在の内房橋では橋梁の幅が狭く、すれ違いの際に危険が生じるとともに混雑が発生する恐れがある。そのため新内房橋まで繋がればこのことの解消が見込まれる。	本事業の完成により(主)富士川身延線の新内房橋へ接続するため、当該路線の早期完成を目指して事業を推進する。
8	事業継続を要望	できうる限りの開通を望む。 現在開通している静岡側に対して、道が低い場所が冠水し車をはまってしまうことがあった。 景観がいいので道の駅等の休憩所の設置を望む。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。冠水した箇所については、原因を確認の上、必要に応じて改善を検討していく。ご提案があった休憩施設については、富士宮市へ要望を伝えていく。
9	事業継続を要望	水路の一部範囲に問題を感じる。 稲作の取水等不便に感じることもあるため、その改善策を求める。	本事業で付け替えた水路については、取水及び排水する箇所について耕作者の意見を取り入れて実施しておりますが、現地確認の上、必要に応じて対応を検討する。
10	事業継続を要望	交通緩和のため、事業の継続を希望する。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。

平成31年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 道路改築事業

箇所名: 主要地方道白糸富士宮線

照会者: 県道白糸富士宮線・上野バイパス建設促進期成同盟会

担当課: 道路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	期成同盟会設立から15年が経過している。1日も早い着工、完成を要望する。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。
2	事業継続を要望	構想から長期に亘っている。早期完成を要望する。完了と同時に、周辺の土地利用整備を進めてほしい。社会環境の変化に対応した地域戦略を立案してほしい。県と市が一体となり、エリア振興に取り組んでほしい。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。地域におけるまちづくりの観点から、整備状況について富士宮市と情報共有を図っていく。
3	事業継続を要望	1日も早い完成を要望する。変形残地の図面があれば、南条の里農地保全会景観部会にて、使い道を検討したい。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。バイパス沿線の現道残地の利用については、管理者である富士宮市と情報共有を図っていく。
4	事業継続を要望	1日も早い完成を要望する。道路用地の草刈りを早めにしてほしい。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。御協力を頂いた道路用地については適切な管理を行っていく。
5	事業継続を要望	1日も早い完成を要望する。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。
6	事業継続を要望	早期完成を要望する。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。
7	事業継続を要望	早期完成を要望する。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。
8	事業継続を要望	現道の渋滞解消のため、早期完成を要望する。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。
9	事業継続を要望	早期完成を要望する。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、早期完成を目指して事業を推進する。
10			

平成31年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 道路改築事業

箇所名: 一般県道仁杉柴怒田線

照会者: 道路整備事業の関係者

担当課: 道路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方(案)
	意見	内容	
1	事業継続を要望	新東名高速道路や国道138号バイパス整備は地域の活性化につながる事が期待されており、そのアクセス道路となる県道仁杉柴怒田線は利活用や車の流れに大きく影響する路線となるため、早期完成を目指して事業を推進していただきたい。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。
2	事業継続を要望	新東名高速道路、国道138号須走道路・御殿場バイパス(西区间)、都市計画道路高根西部幹線にも関連することから、県道仁杉柴怒田線道路事業の継続を要望します。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。
3	事業継続を要望	新東名高速道路、国道138号バイパス整備にも関連することから、事業継続を要望するとともに、一日も早い開通を望む。また、道路整備を進めるにあたり、地域住民の意見を尊重し、地元要望を反映できる所は反映して工事を進めてほしい。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。実施に当たっては、地域住民の御意見を踏まえて工事を進めていく。
4	事業継続を要望	早期完成を目指していただきたい。なお、工事を進めるにあたっては、引き続き、地域住民が不便にならないよう、地元とのコミュニケーションをはかりながら、地元意見を聞くよう努めてほしい。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。実施に当たっては、地域住民の御意見を踏まえて工事を進めていく。
5	事業継続を要望	県道仁杉柴怒田線の早期開通を望む。新東名、国道138号とあわせて道路ネットワークの形成され、山梨や箱根方面への移動時間の短縮等が期待される。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。
6	事業継続を要望	道路の形が少しずつ見えるものとなってきており、一日も早い完成を楽しみに待っている。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。
7	事業継続を要望	国道138号現道は交通量が多く、交通事故も多い道路であるため、新東名高速道路や県道仁杉柴怒田線とともに、安全かつ円滑な道路ネットワークを一日でも早くできることを望む。また、新東名御殿場IC周辺では多くの工事が行われており、周辺道路には現道交通に加え、多くの工事車両が通行するため、一日も早い工事の完成を望む。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。
8	事業継続を要望	新東名の御殿場IC周辺では、ここ数年、多くの工事が行われているが、来年には東京オリンピックが開催され、一日でも早く開通させたほうが地域の活性化につながると思うので、予算を重点投資して早期完成を望む。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。
9	事業継続を要望	早期完成を要望する。地域住民の意見を尊重し、なおかつその意見を反映して工事を進めていただきたい。また、工事期間中は交通事故等を誘発しないよう、十分な安全対策を講じてほしい。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。工事に当たっては、地域住民の御意見を踏まえるとともに、安全を確保して工事を進めていく。
10	事業継続を要望	新東名高速道路や国道138号バイパスとあわせて仁杉柴怒田線の早期開通を望む。これら開通により、道路ネットワークが充実し、地元としても活用した地域活性化に向けた取り組みを進めていく。	当該路線が早期に地域のネットワークとして機能するよう、関連する道路事業と連携し、早期完成を目指して事業を推進する。

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 事業間連携河川事業

箇所名: 一級河川安間川

照会者: 流域内関係自治会長 28名

担当課: 河川海岸整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	町内では、安間川西側で床上・床下浸水や道路の冠水がほぼ毎年起きており、早急に河川流域の整備を要望する。	異常気象(台風や大雨など)により、浸水被害が発生していることは十分認識している。早期完成を目指して事業を推進する。
2	事業継続を要望	想像を絶する大雨が降り、自然災害が多くなっている。大規模工場の進出により、田んぼへの湛水が出来なくなっている。遊水地や河川改修の早期に完成を望む。	異常気象(台風や大雨など)による浸水被害等災害が発生していることは十分認識している。早期完成を目指して事業を推進する。
3	事業継続を要望	昨今、各地で洪水が発生しており安間川も例外でないで、早期に効果が出るよう工事を進めていただきたい。事業の継続をお願いする。	異常気象(台風や大雨など)による浸水被害等災害が発生していることは十分認識している。早期完成を目指して事業を推進する。
4	事業継続を要望	堤防が通学路になっており、大雨時の送迎が不安である。各地で洪水が発生しており安間川も例外でないで、早期に効果が出るよう工事を進めていただきたい。事業の継続をお願いする。	異常気象(台風や大雨など)による浸水被害等災害が発生していることは十分認識している。早期完成を目指して事業を推進する。
5	事業継続を要望	橋梁改修の話もあったが、一部橋梁では橋脚を仮補強したり、護岸の壊れた箇所もある。各地で発生する洪水は安間川も例外でないで、早期に効果が出るよう工事を進めていただきたい。事業の継続をお願いする。	道路管理者である浜松市との連携を密にし、早期完成を目指して事業を推進する。
6	事業継続を要望	各地で洪水が発生しており安間川も例外でないで、早期に効果が出るよう工事を進めていただきたい。事業の継続をお願いする。 橋梁の補強をしないと不安な箇所もある。	道路管理者である浜松市との連携を密にし、早期完成を目指して事業を推進する。
7	事業継続を要望	早期に効果が出るよう工事を進めていただきたい。事業の継続をお願いする。 安間橋付近がネックとなっており、不安である。	道路管理者である浜松市との連携を密にし、早期完成を目指して事業を推進する。
8	事業継続を要望	全国で発生している洪水が昨今の集中豪雨やゲリラ豪雨から安間川も例外でないで、早期に効果が出るよう工事を進めていただきたい。事業の継続をお願いする。	異常気象(台風や大雨など)による浸水被害等災害が発生していることは十分認識している。早期完成を目指して事業を推進する。
9	事業継続を要望	JR新幹線から国道1号までの区間が狭く不安である。 全国で発生している洪水が昨今の集中豪雨やゲリラ豪雨から安間川も例外でないで、早期に効果が出るよう工事を進めていただきたい。事業の継続をお願いする。	現在、狭窄区間のJR新幹線上流側から河川改修を進めている。早期完成を目指して事業を推進する。
10	事業継続を要望	安間川上流のJR在来線及び国道1号の狭隘部がある。 早期に効果が出るよう工事を進めていただきたい。事業の継続をお願いする。	現在、狭窄区間のJR新幹線上流側から河川改修を進めている。早期完成を目指して事業を推進する。

# 令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 総合流域防災事業  
 箇所名: 勝間田川  
 照会者: 総合流域防災事業の受益者 30名

担当課: 河川海岸整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	県内でも大雨災害時話題になる勝間田川を地盤を持つ地域においては事業の継続を強く要望します。工事をしている町内会の人たちにわかる感じのスピードでお願いします。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
2	事業継続を要望	下流部の工事にあわせ、中流部の工事も要望します。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
3	事業継続を要望	H30年度工事を広範囲にやっていただきありがとうございました。事業継続はもちろんのこと事業のスピードを早めていただきたい	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
4	事業継続を要望	事業を計画的、持続的に遂行し、住民生活や経済活動の基盤となる安全・安心の確保を図り、さらなる今後の経済投資を引き出すためにも事業の継続を強く要望する	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
5	事業継続を要望	勝間田川でも2回の浸水被害が発生しています。今後、さらに大きな水害を危惧する声は地域内においても非常に大きいものがあります。地域住民の安全確保のため本事業の継続を強く要望します	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
6	事業継続を要望	最近には特に各地で局地的な集中豪雨が多く発生しています。浸水被害の恐れが懸念されることから事業の継続を強く要望します。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
7	事業継続を要望	本事業で河床掘削を施工頂き感謝するばかりです。勝間田川の水辺環境の恩恵を受けながらも、災害という不安との隣り合わせの生活をしており、河川断面・流下能力の確保は不可欠であります。事業を確実に実施・施工頂けますよう、継続を強く要望します	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
8	事業継続を要望	事業の継続を強く要望する	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
9	事業継続を要望	本地区では低いところで海拔3.4mと非常に地盤が低く不安を感じております。昨今の異常気象により局地的に集中豪雨が頻発するなか、事業継続を切望致します。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
10	事業継続を要望	勝間田川は牧之原市民の憩いの場として昔から慕われていましたが、最近の洪水状況を考えると怖さも感じます。事業を早期に行ない、昔のような憩いの場になるように整備を進めてほしい。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。

# 令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 総合流域防災事業

箇所名: 一級河川江尾江川

照会者: 江尾地区住民10名

担当課: 河川海岸整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	水害がいつくるのか不安です。とにかく早く作って下さい。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
2	事業継続を要望	なるべく早めに出来るように願望します。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
3	事業継続を要望	2～3年災害は大きな物は無くなっているが、江尾地区は海拔が低くまた、沼川を始め流れも悪く、1日も早い軽減工事が望まれます。大雨が降っても床上・床下浸水がなくなる様お願いします。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。将来的に河川改修が完了することで、江尾地区の浸水被害は大幅に減少する。
4	事業継続を要望	浸水被害に対して大きな効果をあげています。しかし、想定外のゲリラ豪雨では浸水しています。早目の改修工事をお願いしたいです。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
5	事業継続を要望	早期の工事完成を望みます。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
6	事業継続を要望	早く改修して欲しい。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
7	事業継続を要望	上流部の改修も望みます。	下流からの河川改修となるが、早期完成を目指して事業を推進する。
8	事業継続を要望	1日も早い改修工事が完了することをお願いします。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
9	事業継続を要望	河川改修工事の良いと思いますが、住宅間にある川、側溝等の工事あるいは底にたまった土砂等を取り除いてほしい。山からの流出を防ぐ対策も考えてほしい。	市が管理する河川および道路の担当部署と連携をとり、河川改修と併せて江尾地区の災害対策工事を進めていく。
10	事業継続を要望	財産を守りたいので、災害対策として早急の完成を要望します。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 二級河川巴川総合治水対策特定河川事業

箇所名: 麻機遊水地第2工区、大谷川放水路

照会者: 巴川流域の町内会長

担当課: 河川海岸整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	近年の集中豪雨等の増加で全国的に浸水被害が頻発している為、今後も大規模の豪雨が発生する可能性が高いので事業継続を要望します。 水が流れにくい、水がたまりやすい為。巴川流域は、浸水被害が非常に高いので整備を進めてもらいたいです。 (麻機学区羽高団地自治会長、飯田地区下野5丁目自治会長他6名)	H26.10に発生した台風18号による豪雨では、甚大な浸水被害が生じた。今後も、同規模豪雨が発生する可能性は十分考えられる。巴川流域における浸水被害軽減に向けた行動計画をH27に策定し、一部事業については、前倒して整備を進めていく。
2	事業継続を要望	当南中町内会(自治会)は、巴川、七曲川、第4工区に囲まれ、数年に一度台風のたびに水害に会ったり、不安にかられる事が多い地区です。ぜひとも、継続的な対策をお願いします。 (麻機学区南中自治会長)	巴川上流域における洪水調節施設としての麻機遊水地第2工区整備について、4エリアに分けて整備を進めているが、早期効果発現のため、加藤島・安東川立石エリアについて、H32年度末までの整備を目標として、工事を進めていく。
3	事業継続を要望	世界的な温暖化に伴い気象変動が激しく万全の備えが必要です。 近年国内においても各地で大雨による災害が多く、私共も対岸の火ではないと感じております。 ぜひとも継続をお願い申し上げます。 (麻機学区麻機ヶ丘自治会長)	最終的な整備目標は、時間92mm(1/50確率)に対応した河川改修であるが、多額の費用と年月を要することから、段階的な整備を進めている。施設整備効果の早期発現のため、引き続き2-1工区の整備を進めていく。
4	事業継続を要望	昭和49年の七夕暴雨から麻機学区(南奥町町内会を含め)の洪水被害に対し、その後、河川改修工事等も進み、現在では豪雨のときでも比較的安心していただけること、巴川の上流に位置する麻機学区の河川もしっかりしたものにしていただき、上流域及び下流域がより安心して過ごせるようにぜひとも事業を継続してもらいたい。 (麻機学区南奥自治会長)	引続き、保水地域、低地地域、遊水地域の地域特性に応じた整備を進めていく。
5	事業継続を要望	巴川を見守り続けて下さっていると思いますが、公共事業を担当する職員の方が見守るだけで無く、地域の方々の協力を得、又、相談しながらやるべきである。 (西奈南学区南瀬名自治会長)	現在進めている総合治水対策は、治水施設整備のハード対策だけでなく、土地利用の規制、施設の耐水性、情報管理システムの整備、ハザードマップの公表等、行政、住民が、一体となって治水対策を進める事業である。引続き、地域住民の方々の意見を伺いながら、事業を進めていく。
6	事業継続を要望	主に麻機遊水地が整備されてきました事を喜ばしく思います。多くの方が憩いの場として楽しんでます。地内に桜などにより楽しめる場が出来る利用者も喜ぶと思います。 (麻機学区羽高自治会長)	遊水地利用について、地元自治会、麻機遊水地保全活用推進協議会等と協力し、整備を進めていく。
7	事業継続を要望	1.大谷川放水路のおかげで安全・安心して生活ができるようになりました。 2.麻機緑地公園のおかげで地域が活性化し、郷土愛、人間愛が育まれています。「遊水桜まつり」等のイベントで絆もできました。 (麻機学区東団地自治会長)	遊水地イベントについては、地元自治会、麻機遊水地保全活用推進協議会等と協力していく。
8	事業継続を要望	麻機遊水地が出来、又、川沿いの道路も1部高くなり、観山中周辺への川の氾濫等もなくなり、第2工区が完成すれば安心・安全が更に高まると存じます。 治水対策に合せて周辺の景観対策も進めていただければ幸いです。 (麻機学区永有町自治会長)	景観については、工事の中で配慮した工事を進めるとともに、麻機遊水地保全活用推進協議会等と協力し、人と生き物共生を目指した整備を進めていく。
9	事業継続を要望	麻機遊水地第4工区と巴川との合流地点において、流量が多い時などは逆流してくることによって、地域の家屋が水びたしになる。大谷川放水路等、早めの改修が望ましい。 巴川の護岸工事等川巾の狭い場所などを優先して工事を進めてほしい。 (城北学区唐瀬通り自治会長)	大谷川放水路は、巴川能力向上のため、河床部の改修工事を引き続き進める。 巴川護岸工事は、緊急豪雨対策事業等で老朽化した護岸の改修、流下能力向上等の整備を進めていく。
10	事業継続を要望	昭和30年頃は、目の前は、田んぼと蓮根田、よしの茂る場所でした。大きな雨が降ると時間をかけてゆっくりと水があがって来ましたが、現在は、宅、学校耕地整理等で埋土の為に水の出が速いです。巴川大谷川安東川七曲川等河川の改修も行われていますが、二度と七夕豪雨の様な被害を未然に食い止めるには遊水地の推進が大切かと思えます。また、魚が住める川になって欲しいです。 (城北学区唐瀬自治会長)	環境対策について、麻機遊水地保全活用推進協議会等と協力し、人と生き物共生を目指した整備を進めていく。

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 高潮対策事業

箇所名: 清水西海岸

照会者: 養浜実施箇所付近の自治会役員、周辺小中学校教員 21名

担当課: 河川海岸整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	本校生徒の安全を確保するためには、本事業は必要と理解している。一刻も早く本事業を完了し、本校及び地域を高潮から守っていただきたい。また、広い砂浜が戻れば、海洋教育の充実も期待できる。	台風等による高波浪や海岸侵食から地域を守るため、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を推進します。
2	事業継続を要望	長年にわたる事業継続のおかげで大浜や高松、久能地域の砂浜が戻ってきており、折戸・三保地区の砂浜回復にもつながっていくものと思われる。すぐに結果が表れることではないと思うが、中止してしまうとこれまでの取組が台無しになるかもしれないので、今後も事業が継続されることを望みます。	台風等による高波浪や海岸侵食から地域を守るため、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を推進します。
3	事業継続を要望	これまでどおり、海岸保全をしていただきたい。もし、中止になれば、あっという間に景観が変わり、侵食も止められなくなってしまいます。なんとか、美しい三保を保全したい。	世界文化遺産の構成資産である「三保松原」の景観に配慮して、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を進めてまいります。
4	事業継続を要望	侵食対策を行ったことにより、最小限の砂浜が維持されていることから、継続を希望。三保松原の海岸線における砂浜の回復を願っている。	世界文化遺産の構成資産である「三保松原」の景観に配慮して、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を進めてまいります。
5	事業継続を要望	景観と環境保全、災害対策を両立していくのはなかなか難しいことだと思うがよく考えて計画、実施していただきありがたい。松原から富士山の写真を撮ろうとした際にブロックやダンブカーが写りこんでしまいがっかりした思い出がある。	砂浜のある海岸景観と防護の両立を目指し、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を推進します。
6	事業継続を要望	世界遺産構成資産「三保松原」を守っていくために、重要な事業だと考えています。今後も、ぜひ継続をしていっていただきたいと思っています。	世界文化遺産の構成資産である「三保松原」の景観に配慮して、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を進めてまいります。
7	見直しを要望	昭和30年代と現状の安倍川の水量が違う。砂の流れが少ない。人工的に養浜しかないかもしれないが、静岡側のように消波ブロックを設置する方法を取り入れられたい。	名勝や世界文化遺産の一部である「三保松原」の景観に配慮して、離岸堤等と同等の消波効果が得られる浜幅の確保を目指し、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を進めてまいります。
8	見直しを要望	ヘッドランドの間に静岡側のように消波ブロックを設置してほしい。	名勝や世界文化遺産の一部である「三保松原」の景観に配慮して、離岸堤等と同等の消波効果が得られる浜幅の確保を目指し、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を進めてまいります。
9	見直しを要望	駒越から折戸5号ヘッドランドの間に、杭とコンクリート擁壁の構造物を建設し、その背後に養浜をしてはどうか。	名勝や世界文化遺産の一部である「三保松原」の景観に配慮して、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を進めてまいります。
10	見直しを要望	清水西海岸の海岸特性に配慮した「工法」及び「養浜」を行うことは、海岸の適切な維持管理や総合的な防災・減災にもつながっているため、今後とも、従来の手法と組み合わせた新技術等の導入を事業継続につなげていただきたい。	清水海岸の海岸特性に配慮し、引き続き、最小限の施設整備と養浜を中心とした対策を進めるとともに、景観対策など新たな課題に対しては、最新の知見を参考にしながら事業を推進してまいります。

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 通常砂防事業

箇所名: 湊北沢

照会者: 保全対象を含む地区住民9人、特別養護老人ホーム1施設

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	回答のあった6人のうち6人の住民が砂防堰堤の早期完了を望んでいる。	引き続き、実効性がある施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
2	事業継続を要望	1日でも早い工事完成をお願いします。	引き続き、実効性がある施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
3	事業継続を要望	私たち子供の頃は、溪流が隣の部落に通じていた道でしたが、現在この様に荒れており、何時災害が起こると思うと、籠に住む我々は心配です。	引き続き、実効性がある施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 火山砂防事業  
 箇所名: 谷戸沢右支川  
 照会者: 保全対象を含む地区住民を対象に12人

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	回答のあった12人のうち12人の住民が砂防堰堤の早期完了を望んでいる。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を推進する。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 地すべり対策事業

箇所名: 上西之谷

照会者: 上西之谷地区住民 28名

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	今後も急傾斜地崩壊対策事業を進める必要性を感じている。(21名)	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を進捗します。
2	事業継続を要望	対策の実施は分かりませんが、危険箇所や地下水の状況など詳しい情報を知らないため、いつまでも不安は続くと思います。	工事内容説明時における資料や説明の仕方について、一般の方々にご理解頂けるよう丁寧な説明を心掛けます。
3	事業継続を要望	①地すべりが発生は地下水があることが大きな要因だと思う。②沢及び河川の川床止を作成するのも対策に必要であると思います。	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、事業を進捗します。
4	事業継続を要望	地形を維持する為には対処も重要ではあるが長期的に予防する事も重要だと考えます。特に不自然な杉ばかりの山では表土も支えず根が入らない管理されていない山は脆いものです。地下水という地すべりのいわば木の部分だけ見ずに文字通り山をみて多角的対処をして頂きたい。	県が実施する地すべり対策事業と併せ、森林保有者が適切な森林整備を行うことで、災害に強く、健全な森林が創られると考えます。
5	事業継続を要望	我家の裏庭も40年程前に対策していただいています。イノシシも荒したり石垣も傷んできたりと気になることはたくさんあります。個人の問題と思うと手が出せない気もしますが専門の人に聞いてみたいことは色々あります。	工事内容説明時における資料や説明の仕方について、一般の方々にご理解頂けるよう丁寧な説明を心掛けます。
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 地すべり対策事業  
 箇所名: 東久留女木  
 照会者: 東久留女木地すべり対策事業受益者 7名

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	大雨が降ると怖いので継続的に事業を続けてほしい。(7名)	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を進捗します。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 急傾斜地崩壊対策事業  
 箇所名: 守木山田B地区  
 照会者: 守木山田B地区急傾斜地崩壊対策事業の保全対象者等 14名

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	今後も急傾斜地崩壊対策事業を進める必要性を感じている。(14名)	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を進捗します。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 急傾斜地崩壊対策事業  
 箇所名: 奥ノ谷地区  
 照会者: 奥ノ谷地区急傾斜地崩壊対策事業の保全対象者等 12名

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	今後も急傾斜地崩壊対策事業を進める必要性を感じている。(12名)	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を進捗します。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 急傾斜地崩壊対策事業

箇所名: 宮前町a地区

照会者: 宮前町a地区急傾斜地崩壊対策事業の保全対象者等 14名

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	今後も急傾斜地崩壊対策事業を進める必要性を感じている。(14名)	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を進捗します。
2	事業継続を要望	災害が起きてからでは遅いため、早く事業を進めてほしい。事業進捗が遅いと感じる。	引き続き、予算確保及び工事協力などの地元調整に取り組み、早期完成を目指して事業を進捗します。
3	事業継続を要望	工事内容説明時の計画図が小さく且つ専門的な説明のため、内容を理解できない。町内は高齢者も多いため、内容を理解できていない方も多いのではないかと思う。	工事内容説明時における資料は説明の仕方について、一般の方々にご理解頂けるよう丁寧な説明を心掛けます。
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 急傾斜地崩壊対策事業  
 箇所名: 無東坂地区  
 照会者: 無東坂地区急傾斜地崩壊対策事業の保全対象者等 19名

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	今後も急傾斜地崩壊対策事業を進める必要性を感じている。(19名)	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を進捗します。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 急傾斜地崩壊対策事業  
 箇所名: 下藪田山崎地区  
 照会者: 下藪田山崎地区急傾斜地崩壊対策事業の保全対象者等 7名

担当課: 砂防課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	今後も急傾斜地崩壊対策事業を進める必要性を感じている。(7名)	引き続き、効果的な施設整備と工事規模に応じた予算確保に努めながら、早期完成を目指して事業を進捗します。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 緑地等施設整備事業

箇所名: 清水港新興津地区

照会者: 緑地整備事業の受益者 10名

担当課: 港湾整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	整備期間が長く待ち遠しく思う。地震や津波が来た時の心配も有るため、早期供用を願う。	コスト削減と予算確保に努め、早期完成を目指して事業を推進する。
2	事業継続を要望	子供の頃から海を見ながら育ってきた。今までの整備工事により、海が埋められてしまい、代わりに第2興津埠頭のクレーンの照明が夜遅くまで照っていて、景観がだいぶ変わってきた中で、緑地整備により少しでも昔の海が取り戻せるのではないかと期待している。	かつての美しい海岸を再生するため、人工海浜と海浜緑地の早期完成を目指して事業を推進する。
3	事業継続を要望	整備計画は非常に良い事だと思う。早く供用されることを願っている。	コスト削減と予算確保に努め、早期完成を目指して事業を推進する。
4	事業継続を要望	緑地が出来て、景観等が改善されるのは良いが、周辺の道路状況が心配である。渋滞解消、導線等の対策をお願いしたい。	地域活性化の核となる観光交流拠点の整備を目指して、隣接して行われている小型船溜り整備事業と併せて、効率的な事業の推進を図る。
5	事業継続を要望	緑地をゴミ等で環境を壊すことのないよう管理・対策を徹底し、孫世代まで利用出来るように風光明媚な興津海岸にしてほしい。	人々が気軽に訪れ、港や海に接することのできる親水空間を確保できるよう事業の推進を図る。
6	事業継続を要望	県外の人達も2度3度ここに足を運ばせ、又輸出港として他県の産物の取扱を誘致するようにして欲しい。	一年を通して楽しめる人工海浜、磯場や緑地、隣接する小型船溜り整備事業エリアにおいて、地産地消を進める水産物の直売などができる物販施設の誘致など、来訪者の楽しめる場を目指していく。
7	事業継続を要望	定期的にイベント等を開催し、利用を増やす事が必要と思われる。	地域活性化の核となる観光交流拠点の整備を目指し、定期的なイベント開催等についても併せて検討していき、効果的な事業の推進を図る。
8	事業継続を要望	事業は賛成だが、大々的に整備している割にはアピールが少ないのではないかと感じる。	地域活性化の核となる観光交流拠点の整備を目指し、定期的なイベント開催等についても併せて検討していき、効果的な事業の推進を図る。
9	事業継続を要望	高齢化が進む中で高齢者も車を使って様々な場所へ行く。この場所も高齢者にも行きやすい施設にしてほしい。	自然や海に親しみ、憩いふれあうことができる親水空間の確保に努めるとともに、往来が容易となるアクセス面の整備についても引続き検討を進めていく。
10	事業継続を要望	緑地整備に合わせ、津波対策についても検討してほしい。	津波避難対策として、周辺へのアクセスを含めた避難経路確保や避難施設の充実に努める。

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: 港湾整備交付金事業

箇所名: 浜名港(東導流堤)

照会者: 浜名湖総合環境財団、浜名漁業協同組合、海辺利用者

担当課: 港湾整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	導流堤は老朽化が激しく、放置すればプレジャーボート等の航行に影響が出るため、今後も事業を継続すべきだ。	老朽化が著しい導流堤については、既に安全・安心な港づくりのための改修を進めており、引き続き、早期完了を目指し、事業を実施していく。
2	事業継続を要望	シラス漁船等、外洋への漁業への唯一の航路である今切口の導流堤の工事は必須と考えており、老朽化が激しい状況を鑑み早期完了を望んでいる。	老朽化が著しい導流堤については、既に安全・安心な港づくりのための改修を進めており、引き続き、早期完了を目指し、事業を実施していく。
3	事業継続を要望	事業自体には大賛成だが、施工時期については、今後も、海苔やカキ漁業者と協議をお願いしたい。	引き続き、関係者と施工時期等について意見を交換しながら、事業を実施していく。
4	事業継続を要望	導流堤付近では多くの釣り人が釣りを楽しんでいる。朽ちた矢板等をみると不安になるので早く直してほしい。	矢板の改修については既に着手しており、早期完了を目指し、事業を実施していく。
5	事業継続を要望	新しい導流堤の部分は以前より内陸側になっていて、前面に消波ブロックが作られている。頑丈になっているのは喜ばしいが、釣りがしにくい。	消波ブロックについては、導流堤維持のために必要なものであり、引き続き、関係者と意見を交換しながら、理解を求めていく。
6			
7			
8			
9			
10			

# 令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: (都)西間門新谷線(4工区) 街路整備事業

箇所名: 駿東郡清水町柿田 地内

照会者: 地元自治会関係者、地元住民、幼稚園・小・中学校関係者等 計17名

担当課: 街路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業の継続を要望	用地買収もかなり進んでいるので、早期の完成を要望する。	引き続き買収済み箇所の整備を進めるとともに、未買収用地の交渉を行い、早期完成に向け事業を推進していく。
2	事業の継続を要望	通学路や歩行者の安全確保のため、歩道整備をお願いしたい。	現道は歩道が狭く、見通しの悪いS字カーブがあるため、歩行者にとって危険な状況であると認識している。本路線の整備が、歩行者の安全確保に繋がるものと考えている。
3	事業の継続を要望	渋滞がひどいので、道路整備を進めてもらいたい。	現道では朝晩の時間帯を中心に慢性的な渋滞が発生していることは認識している。本路線の整備が、渋滞解消と生活環境の向上に繋がるものと考えている。
4	事業の継続を要望	地域の活性化のため、道路整備を継続してもらいたい。	本路線周辺では、公共施設、医療施設、大型商業施設等の交通が集中する施設が整備され、都市化が進んでいるため、早期完成に向け事業を推進していく。
5	事業の継続を要望	災害に強い道路とするため、無電柱化してもらいたい。	本路線は、役場、医療施設、避難所を結ぶ重要な路線であるが、狭小な幅員に電柱が林立しているため、災害時のアクセス性の向上を図るべく、無電柱化を実施していく。
6	事業の継続を要望	自転車道を整備してもらいたい。	本路線では自転車歩行者道を整備するように計画しており、完成している工区と合わせて、自転車通行の連続性を確保するように事業を推進していく。
7	事業の継続を要望	現道の路面が凸凹していて、歩行者や自転車が危険な状態のため、舗装してもらいたい。	現道の路面の凸凹を改修するべく、買収済み箇所から整備を進め、早期完成に向け事業を推進していく。
8	事業の継続を要望	他区間の交差点や接続する道路の整備も総合的に検討して事業を進めてもらいたい。	他区間の交差点や接続する道路の整備については、各関係機関と整備を協議して事業を推進していく。
9			
10			

# 令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: (都)金岡浮島線(西椎路工区) 街路整備事業

箇所名: 沼津市西椎路 地内

照会者: 地元自治会関係者、地元住民、自治体関係者、保育園・小中学校関係者 計21名

担当課: 街路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業の継続を要望	用地買収もかなり進んでいるので、早期の完成を要望する。	引き続き買収済み箇所の整備を進めるとともに、未買収用地の交渉を行い、早期完成に向け事業を推進していく。
2	事業の継続を要望	通学路や歩行者の安全確保のため、歩道整備をお願いしたい。	現道が狭隘で歩道がないため、歩行者にとって危険な状況となっていると認識している。本路線の歩道整備により歩行者の安全確保につながるものと考えている。
3	事業の継続を要望	現道の渋滞がひどいので、早く道路整備をしてもらいたい。 現道がバス路線でもあるため、バスの乗り降りによる渋滞が生じ、バスの定時運行にも支障をきたすことから、早期の整備を望む。	現道が朝晩の時間帯を中心に慢性的な渋滞が発生していることは認識している。その一因に狭隘な現道でのバス運行があるものと考えている。道路幅員及び停車帯が確保された本路線の整備により、渋滞解消やバスの定時運行等といった生活環境の向上につながるものと考えている。
4	事業の継続を要望	地域の活性化のため、道路整備を継続してもらいたい。	オープンする大型商業施設へのアクセスが向上することなどにより、地域の活性化にも繋がることから、早期完成に向け事業を推進していく。
5	事業の継続を要望	完成後の主要交差点には信号機の設置をお願いしたい。	信号機の設置について、公安委員会、地元自治会等との協議していく。
6	事業の継続を要望	交差点の見通しをよくしてください。	交差点改良にあたって、安全な交差点となるよう各関係機関と協議し整備を実施していく。
7	事業の継続を要望	交差点(起点部)の拡張を早くお願いしたい。	現在の交差点(起点部)は、工事中箇所への車両の進入を絞り安全を確保する形状としている。今後、工事進捗にあわせて、交差点部を改良する予定である。
8	事業の継続を要望	歩道をしっかりとつくり、街灯も明るくしてください。	道路照明灯は設置基準等に基づき適切に設置する。防犯灯は地元自治会等と協議したい。
9	事業の継続を要望	他の道路との接続部、渋滞等に注意を払ってほしい。	他の道路との接続部は、安全な交差点となるよう各関係機関と協議して整備を実施していく。
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: (都)新橋茶夷沢線 街路整備事業

箇所名: 御殿場市新橋 地内

照会者: 地元自治会関係者、地元住民、観光協会等関係者 計13名

担当課: 街路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	用地買収も進んでいるので、早期の完成を要望する。	引き続き買収済み箇所の整備を進め歩道整備を先行するなど、早期の効果発現に努める。また、未買収用地の交渉を行い、早期完成に向け事業を推進していく。
2	事業継続を要望	通学路や歩行者の安全確保のため、歩道整備をお願いしたい。	現道には歩道がなく、歩行者にとって危険な状況であるが、本路線の整備は、歩行者の安全確保につながるものと考えている。
3	事業継続を要望	地域の活性化のため、道路整備を継続してもらいたい。	本路線の整備により、JR御殿場駅周辺の中心市街地活性化に資するアクセス機能が向上するため、早期完成に向け事業を推進していく。
4	事業継続を要望	災害に強い道路とするため、無電柱化してもらいたい。	本路線は電柱が林立しているため、歩行者等の通行の妨げとなり、災害時には倒壊する危険性があるものと認識している。また、景観整備重点地区の駅前における景観を妨げているため、歩道整備にあわせて無電柱化を実施していく。
5	事業継続を要望	外国人観光客やサイクリストが増加しているため、道路整備する際にそれらに対応してもらいたい。	インバウンド施策による外国人観光客の増加や御殿場市がオリンピック自転車競技のコースとなるため、各関係機関と整備を協議して事業を推進していきたいと考えている。
6	事業継続を要望	来年のオリンピック・パラリンピック、これからのイベントがあるため、早期の完成を要望する。	来年のオリンピック・パラリンピックまでの完成は困難ではあるが、引き続き買収済み箇所の整備を進めるとともに、未買収用地の交渉を行い、早期完成に向け事業を推進していく。
7	事業継続を要望	事業を漫然と進めている感じがおり、早期の完成を要望する。	事業説明会や回覧文書により、事業内容や整備状況を周知しながら、早期完成に向け事業を推進していく。また、歩道整備を先行するなど、早期の効果発現に努める。
8	事業継続を要望	道路整備に伴って駅周辺に空地が多くなっているため、再建が進むように、早期の完成を要望する。	現在、用地買収により一時的に空地が目立っているが、本路線の整備により、JR御殿場駅周辺の中心市街地活性化に資するアクセス機能が向上するため、早期完成に向け事業を推進していく。
9	事業継続を要望	すべての道路を整備する必要はなく、求められているところや効果が高いところだけでよい。	本路線の整備によりアクセス機能の向上を図るとともに、現道拡幅に併せて無電柱化を実施することで景観及び利便性の向上が図られるため、地域からの要望が強く、完成への期待は、より一層高まっている。事業効果も十分にあるため、早期完成に向け事業を推進していく。
10			

令和元年度 公共事業の再評価に関する関係者等の意見と県の考え方(案)

資料5

事業名: (都)小立野豊田線(池田工区) 街路整備事業  
 箇所名: 磐田市池田地内  
 照会者: 地元自治会関係者 12名

担当課: 街路整備課

番号	聴取した意見内容		意見に対する県の考え方
	意見	内容	
1	事業継続を要望	通学路に指定されているものの、歩道が狭く近隣の学校に通学する児童や歩行者の安全確保のため、整備完了を要望する。	現道は歩道が狭く、朝夕の通勤・通学時の自動車交通が多いため、歩行者にとって危険な状況であると認識している。本路線の整備が、児童や歩行者の安全確保に繋がるものと考えている。
2	事業継続を要望	車道幅員が狭く、自動車のすれ違い時に危険を感じるため、整備完了を要望する。	現道は2車線が確保されない区間が存在することから、自動車の走行に支障がある状況と認識している。本路線の整備が、自動車交通の円滑化に繋がるものと考えている。
3	事業継続を要望	大雨による冠水被害が年に1,2回程度発生するため、本工事と併せて下水道事業の池田2号雨水幹線の整備完了を要望する。	現道は縦断勾配が緩く道路の排水先が未整備で、利用者に支障がある状況と認識している。下水道事業の池田2号雨水幹線は、関係機関と連携し本路線の側溝整備と併せて整備していきたいと考えている。
4	事業継続を要望	地域の活性化のため、道路の整備完了を要望する。	本路線は、沿線住民の生活道路として、また国道1号から東名高速道路遠州豊田PA、スマートICへの2次アクセス道路としての役割を担う重要路線であるため、早期完成に向け事業を推進していく。
5	事業継続を要望	遠鉄ストア池田店南西隅の交差点は通学路であり、交通事故の危険性もあるため、信号機の設置を要望する。	当交差点は、通学路であり朝夕の交通量が多いことは認識している。信号機を設置するよう、関係機関に要望していきたいと考えている。
6	事業継続を要望	遠鉄ストア池田店南西隅の交差点では、南流入部からの右折車両による混雑が発生するため、右折専用車線の設置を要望する。	当交差点は、朝夕の交通量が多いことは認識している。右折専用車線を設置し混雑解消を図りたいと考えている。
7			
8			
9			
10			



## 事業評価の費用便益分析に関する技術指針一覧

事業分野		名称	府省名	策定年月	ページ
1	道路・街路事業	費用便益分析マニュアル	国交省道路局、都市局	H30.2	3
		費用便益分析マニュアル 《連続立体交差事業編》	国交省道路局、都市局	H30.2	4
2 3	河川・ダム事業	治水経済調査マニュアル(案)	国交省河川局	H17.4	5～6
4	河川環境整備事業	河川に係る環境整備の経済評価の手引き	国交省河川局	H22.3	7
5	高潮対策事業	海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)	海岸4省庁 (農水省、国交省)	H16.6	8
6	地すべり事業	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国交省水管理・国土保 全局砂防部	H24.3	9
7	砂防事業	土砂流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国交省水管理・国土保 全局砂防部	H24.3	
8	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	H11.8	10
9	港湾整備事業 (小型船だまり整備)	港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル	国交省港湾局	H29.3	11
10	港湾改修事業 (観光棧橋改良事業)	港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル 水産基盤整備事業費用対策分析のガイドライン	国交省港湾局 水産庁	H29.3 H29.4	12
11	港湾海岸事業 (高潮対策事業)	海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)	海岸4省庁 (農水省、国交省)	H16.6	13
12	水産基盤整備事業	「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」	水産庁	H23.4	14～15
13	農業農村整備事業	土地改良事業の費用対効果分析マニュアル	農水省農村振興局	H19.3	16～17
		農村生活環境整備費用対効果分析マニュアル	農水省農村振興局	H20.3	
14 15	林道、治山事業	林野公共事業における費用対効果分析について	林野庁	H28.5	18 19
16 17	公共住宅整備事業	公営住宅整備事業の新規事業採択時評価手法の解説	国交省住宅局	H11.4	20～22
		公営住宅整備事業等にかかる事後評価の内容及び判断基準について	国交省住宅局	H16.2	23～24
18	水道用水供給事業	水道事業の費用対効果分析マニュアル	厚労省健康局水道課	H23.7	25
19	工業用水道改築事業	費用対効果分析実施細目(工業用水道事業における費用対効果分析)	通商産業省	H11.4	26



## 1 道路・街路事業

「費用便益分析マニュアル」国土交通省道路局・都市局 H30.2

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2 + B3$$

	便益項目	内容
B1	走行時間短縮便益	道路の整備により短縮された総走行時間の価値
B2	走行経費減少便益	道路の整備により減少した走行経費（燃料費、タイヤ費、車両整備費等）
B3	交通事故減少便益	道路の整備により減少した交通事故による社会的損失（人的・物的損害額、事故渋滞による損失額）

※ 供用後50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2 - C3$$

	費用項目	内容
C1	建設投資額	事業費（工事費、用地費、補償費等）
C2	維持管理費	供用後50年間の道路維持費、道路清掃費、照明費等
C3	用地残存価値	供用後50年間経過後の用地の金額

※主な改定点（H20.11→H30.2）

- ・ 時間価値原単位の更新（平成20年価格→平成29年価格）
- ・ 走行経費原単位の更新（平成20年価格→平成29年価格）
- ・ 交通事故損失額算定式の係数の更新

1 道路・街路事業

「費用便益分析マニュアル〈連続立体交差事業編〉」国土交通省道路局・都市局 H30.2

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2 + B3 + B4 + B5 + B6$$

	便益項目	内容
B1	走行時間短縮便益	道路の整備により短縮された総走行時間の価値
B2	走行経費減少便益	道路の整備により減少した走行経費（燃料費、タイヤ費、車両整備費等）
B3	交通事故減少便益	道路の整備により減少した交通事故による社会的損失費（人的・物的損害額、事故渋滞による損失額）
B4	踏切事故減少便益	踏切の除却により解消される踏切に起因した事故の社会的損失費（人身事故・物損事故の損失額）
B5	踏切待ち解消便益	踏切の除却による踏切待ち解消時間を価値換算
B6	迂回解消便益	自由通路等の整備による迂回解消時間を価値換算

※ 供用後50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2 - C3$$

	費用項目	内容
C1	建設投資額	事業費（工事費、用地費、補償費等）
C2	維持管理費	供用後50年間の道路維持費、道路清掃費、照明費等
C3	用地残存価値	供用後50年間経過後の用地の金額

## 2 河川事業

「治水経済調査マニュアル(案)」国土交通省河川局 H17.4

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2$$

	便益項目	内容
B1	被害軽減便益	事業の実施により防止し得る洪水被害額 (年平均被害軽減期待額) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋、自動車等の一般資産被害</li> <li>・ 農作物被害</li> <li>・ 公共土木施設等被害</li> <li>・ 営業停止被害</li> <li>・ 清掃等の応急対策費用</li> </ul>
B2	施設の残存価値	評価対象期間である施設完成後50年が経過した時点で残った施設の価値。工種によって価値が異なるため、用地と構造物と構造物以外に分けて評価する。

※ 整備期間+施設の完成後50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2$$

	費用項目	内容
C1	建設投資額	事業費(工事費、用地費、補償費等)
C2	維持管理費	施設の完成後50年間の維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草等の維持管理費</li> <li>・ ポンプの運転経費</li> <li>・ 設備交換費 等</li> </ul>

### 3 ダム事業

「治水経済調査マニュアル（案）」国土交通省河川局 H17.4

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1+B2+B3+B4$$

	便益項目	内容
B1	治水便益 (被害軽減便益)	事業の実施により防止し得る洪水被害額 (年平均被害軽減期待額) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋、自動車等の一般資産被害</li> <li>・ 農作物被害</li> <li>・ 公共土木施設等被害</li> <li>・ 営業停止被害</li> <li>・ 清掃等の応急対策費用</li> </ul>
B2	正常流量便益	事業の実施により河川の維持流量や既得用水の補給を安定的に可能としたことによる便益
B3	交通途絶便益	事業の実施により防止し得る道路の浸水による交通途絶による被害額 (迂回による時間的損失、走行経費増加による損失)
B4	残存価値	ダム本体と用地の残存価値

※ B1:施設の完成後50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1+C2$$

	費用項目	内容
C1	建設投資額	事業費（工事費、用地費、補償費等）
C2	維持管理費	施設の完成後50年間の維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気機械設備の点検費</li> <li>・ 水質検査、堆積砂測量等の観測費</li> <li>・ 管理所等の電気、電話料金</li> </ul> 等

#### 4 河川環境整備事業

「河川に係る環境整備の経済評価の手引き」国土交通省河川局 H22.3

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2$$

	便益項目	内容
B1	河川環境改善便益	事業の実施により得られる便益 ・ 水環境の改善 ・ 生物の良好な生息・生育環境の保全・復元 ・ 良好な景観の形成 ・ 人と自然の豊かな触れ合い活動の場の確保 ・ 河川空間利用の増進 等 (河川環境改善に対する来訪者の支払意思額) ※ 支払意思額はアンケート調査結果による
B2	残存価値	評価対象期間である施設完成後50年が経過した時点で残った施設の価値。工種によって価値が異なるため、用地と構造物と構造物以外に分けて評価する。

※ 整備期間+施設の完成後50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2$$

	費用項目	内容
C1	建設投資額	事業費（工事費、用地費、補償費等）
C2	維持管理費	施設の完成後50年間の維持管理費

## 5 高潮対策事業

「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」海岸4省庁（国交省河川局ほか）H16.6

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2$$

	分類	便益項目	内容
B1	侵食防止	土地保全効果	残事業を実施しない場合に、侵食が予想される地域（想定侵食地域）内の土地の価値を評価し、被害率を勘案して海岸事業による被害軽減額を算定
		資産等の保全効果	残事業を実施しない場合に、侵食が予想される地域（想定侵食地域）内の恒久的な施設である家屋、公共土木施設、公益事業等の償却資産を評価し、被害率を勘案して海岸事業による被害軽減額を算定
B2	浸水防止	想定浸水地域（高潮、津波）の被害軽減効果	残事業を実施しない場合に、高潮や津波による浸水が予想される地域（想定浸水地域）内の一般資産、農作物、公共土木施設、公益事業等の資産を評価し、被害率を勘案して海岸事業による被害軽減額を算定

※ 事業完了後（施設完成＋計画養浜完了）50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2$$

	費用項目	内容
C1	建設費	残事業費（工事費、測試費）
C2	維持管理費	施設完成後50年間の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持補修費（施設の維持、点検に必要となる経費）</li> <li>・ 維持養浜費</li> </ul>

6 地すべり対策事業

「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H24. 3

7 砂防事業

「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H24. 3

総便益 (B)

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2$$

	便益項目	現行分析手法(H24. 3)	旧分析手法(H11. 8)
B1	直接被害軽減便益	事業の実施により防止し得る土砂災害被害額 (年平均被害軽減期待額) ・ 家屋等の一般資産被害 ・ 農作物被害 ・ 公共・公益施設等被害 ・ 人的被害(逸失利益) →近年の災害データを基に死者数等を見直し	事業の実施により防止し得る土砂災害被害額 (年平均被害軽減期待額) ・ 家屋等の一般資産被害 ・ 農作物被害 ・ 公共・公益施設等被害 ・ 人的被害(逸失利益)
B2	間接被害軽減便益	事業の実施により防止し得る土砂災害被害額 (年平均被害軽減期待額) ・ 営業停止被害 ・ 応急対策費用 ・ 人的被害(精神的損害)	—

※ 整備期間+施設の完成後50年間の便益

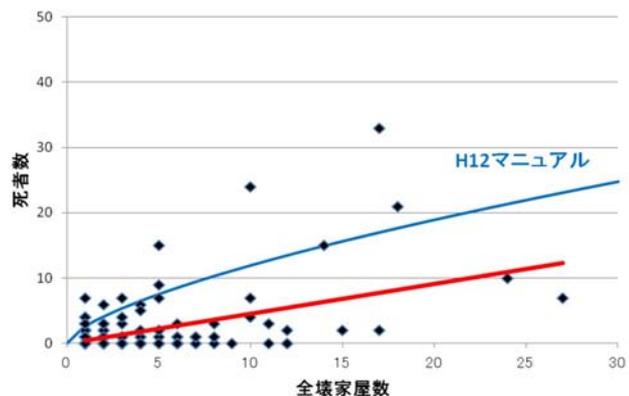
$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2$$

	費用項目	現行分析手法	旧分析手法
C1	建設投資額	事業費(工事費、用地費、補償費等)	事業費(工事費、用地費、補償費等)
C2	維持管理費	施設の完成後50年間の維持管理費	—

【土石流の場合】

H12マニュアル  
 $Y = 2.600 X^{0.663}$   
 X: 全壊家屋  
 Y: 人的被害(死者・行方不明者数)

見直し結果  
 $Y = 0.453 X$   
 X: 全壊家屋  
 Y: 人的被害(死者・行方不明者数)



## 8 急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」建設省砂防部 H11.8

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2$$

	便益項目	内容
B1	被害軽減便益	事業の実施により防止し得る土砂災害被害額 (年平均被害軽減期待額) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋等の一般資産被害</li> <li>・ 耕地被害</li> <li>・ 公共・公益施設等被害</li> <li>・ 生産施設等被害</li> <li>・ 交通途絶被害</li> </ul>
B2	人命保護便益	事業の実施により防止し得る人的損失額 (被害想定区域内の想定死者数から求める被害額)

※ 整備期間+施設の完成後50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2$$

	費用項目	内容
C1	建設投資額	事業費（工事費、用地費、補償費等）
C2	維持管理費	施設の完成後50年間の維持管理費

9 港湾整備事業（小型船だまり整備）

「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」国土交通省港湾局 H29.3

「港湾投資の評価に関する解説書 2011」港湾事業評価手法に関する研究委員会編 H23.7

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2 + B3$$

	便益項目	内容
B1	漁船の業務コスト削減便益とプレジャーボート移動コスト削減便益	漁船の業務コスト（運航費、人件費）削減効果による便益とプレジャーボートの移動コスト削減効果による便益
B2	港湾来訪者の交流機会の増加便益	港湾を整備することで、余暇の場の拡大に伴い、増加した一般利用客が施設を訪問するために必要となる交通費等の総経費（利用客のアクセス経費）トラベルコスト（余暇の場の拡大に対する来訪者の支払意思額） ※ 支払意思額はアンケート調査結果による（トラベルコスト法）
B3	土地の残存価値	用地の残存価値（終了時点で売却すると仮定した際の売却額）

※ 整備期間＋施設の完成後50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2$$

	費用項目	内容
C1	建設費	施設の建設にかかる費用
C2	管理運営費	施設完成後50年間の維持補修費

**10 港整備交付金事業**

「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」国土交通省港湾局 H29.3

「水産基盤整備事業費用対策分析のガイドライン」水産庁 H29.4

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2 + B3$$

	便益項目	内容
B1	旅客移動便益	棧橋の活用による移動コストの削減
B2	貨物輸送便益	取扱いの貨物の海上輸送の活用による輸送コストの削減
B3	安全便益	棧橋拡幅にともなう荷役作業の安全性向上

※ 整備期間+施設の完成後50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2$$

	費用項目	内容
C1	建設費	施設の建設にかかる費用
C2	管理運営費	施設完成後50年間の維持補修費

11 港湾海岸事業（高潮対策事業）

「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」海岸4省庁（国交省河川局ほか）H16.6

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

総便益 (B) = B1

	便益項目	内容
B1	浸水防護便益	海岸保全施設の整備により津波等による浸水から背後地の資産等を守ることによる便益

※ 供用後50年間の便益

総費用 (C) = C1 + C2

	費用項目	内容
C1	建設投資額	事業費（工事費、用地費、補償費）
C2	維持管理費	供用後50年間の海岸保全施設維持費

12 水産基盤整備事業

「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」 水産庁 H29. 4

総便益 (B)

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

総便益 (B) = B1

	便益項目	内容
B1	(1) 水産物の生産性向上	①水産物生産コストの削減効果 漁港、漁場を整備することで、漁業活動に必要な作業に係り削減される労働時間・経費
		②漁獲機会の増大効果 事業を実施することにより漁船の大型化や装備の近代化等が進展し、漁業機会が増大され所得が向上する額
		③漁獲可能資源の維持・培養効果 地先型増殖場が整備されることにより魚介類の生産量が増加する額及び水質改善により軽減される被害額
	(2) 生活環境の向上	⑤生活環境の改善効果 臨港道路等が整備されることにより削減される一般住民の陸上移動に係る時間や走行距離の短縮による時間の経費
	(4) 地域産業の活性化	⑦漁業外産業への効果 事業実施により直接的に発生する新たな産業において増加する効果の額
	(5) 非常時・緊急時の対処	⑧生命・財産保全・防御効果 防波堤・泊地等が整備されることにより災害時に短縮される漁業生産活動の停止期間の短縮、被災による生産コスト増大分の抑制等の機会損失の削減経費
		⑨避難・救助・災害対策効果 防波堤・泊地等が整備されることにより荒天時の漁船の避難に要する時間・経費の削減額
	(6) 自然保全、文化の継承	⑩自然環境保全・修復効果 地先型増殖場の整備による増加した干潟の水質浄化機能の下水道費用相当額

※ 整備期間+施設の完成後50年間の便益

総費用 (C) = C1 + C2

	費用項目	内容
C1	建設費	事業費
C2	維持管理費	施設完成後の施設の維持管理等に要する費用

※漁港事業にかかる費用対効果分析手法の改正

1 改正理由

水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインの改正（最終改定 平成 29 年 4 月）

2 改正の背景

消費税相当額の取り扱いの見直し

3 主な改正点

現行算定方法（H29）	旧算定方法
<p>（6）費用の計測に関する基本的な考え方 1）計測する項目 消費税相当額は費用から控除して算定する。</p> <p>（7）便益の計測に関する基本的な考え方 1）計測する効果の項目 消費税相当額は費用から控除して算定する。</p>	<p>（6）費用の計測に関する基本的な考え方 1）計測する項目 記載なし</p> <p>（7）便益の計測に関する基本的な考え方 1）計測する効果の項目 記載なし</p>

13 農業農村整備事業

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」農林水産省農村振興局 H19.3

「農村生活環境整備費用対効果分析マニュアル」農林水産省農村振興局 H20.3

総便益 (B)

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

総便益 (B) = B1 + B2 + … + B15 ほか

便益項目		内 容
食料の安定供給の確保に関する効果	B1	作物生産効果 農地や水利条件の改良等により、増減する作物生産額
	B2	品質向上効果 作物生産の立地条件が改良又は維持されることによる生産物の品質の上昇額
	B3	営農経費節減効果 現況の営農技術体系、経営規模等が変化することにより、増減する作物生産に要する経費
	B4	維持管理費節減効果 施設の新・改築により、増減する維持管理費
	B5	営農に係る走行経費節減効果 農道の整備により節減される、農作物の生産に必要な資材や農産物の輸送、通作などに係る走行経費
	B6	国産農産物安定供給効果 国産農産物の安定供給に対して国民が感じる安心感の効果 (H27.3 改正により追加)
農業の持続に関する効果	B7	耕作放棄防止効果 耕作放棄の発生が防止され、維持されることによる作物生産額等
	B8	災害防止効果 (農業関係資産) 施設の設置または更新により、防止または軽減される農業関係資産の被害額
農村の振興に関する効果	B9	災害防止効果 (一般資産) 施設の設置または更新により、防止または軽減される一般資産の被害額
	B10	地域用水効果 農業用水路の整備により、節減される防火施設等経費
	B11	一般交通等経費節減効果 農道の整備により節減される、農業交通以外の一般交通の走行に係る走行経費
	B12	地籍確定効果 区画整理により、代替される国土調査費
	B13	非農用地等創設効果 区画整理により、換地手法を用いて先行的に公共用地等の非農用地を円滑に創設することで軽減される用地調達経費
	B14	災害時の避難地確保効果 農村公園や活性化施設等が、避難場所・避難施設として活用できる効果
多面的機能の発揮に関する効果	B15	生活環境改善効果 施設の整備により、より安全で快適な生活環境が確保される効果
	B16	災害防止効果 (公共資産) 施設の設置または更新により、防止または軽減される公共資産の被害額
	B17	景観・環境保全効果 環境との調和に配慮した施設を整備することにより、景観・環境が維持、形成され、憩い・やすらぎの場が形成される効用の増加額
B18	都市・農村交流促進効果 施設に付随する水辺環境等が地域のレクリエーションの拠点又は観光資源として利活用される効用の増加額	

※ 整備期間 + 40年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2 + C3 + C4 - C5$$

	費用項目	内 容
C1	当該事業費	工事費、用地費、補償費等
C2	関連事業費	当該事業に関連する施設の費用
C3	事業着工時点の資産価額	事業着工時点における施設の資産価額
C4	評価期間における再整備費	当該事業及び関連事業により整備される施設の評価期間(40年間)において発生する再整備に要する事業費
C5	評価期間終了時点の資産価額	評価期間終了時点における施設の資産価額

### ※農業農村整備事業の費用対効果分析手法の改正

#### 1 改正理由

土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの改正（平成19年）

#### 2 改正の背景

- ・ 政策評価法が施行され、農業農村整備事業に関する政策効果を幅広く評価することが必要
- ・ 事業実施内容が新規整備から更新整備に大きくシフトしていることから、既存施設の更新による効果をより適切に評価できる手法に改善することが必要

#### 3 主な改正点

	現行分析手法	旧分析手法
算定方式	総費用総便益方式 (算定式) $\text{総費用総便益比} = \frac{\text{総便益}}{\text{総費用}}$	投資効率方式 (算定式) $\text{投資効率} = \frac{\text{妥当投資額}}{\text{事業費}}$ ※農業効果を中心に算定
評価期間	工事期間＋一定期間（40年）	施設の総合耐用年数（10～40年）
費用	総費用 当該事業費＋関連事業費 ＋関連既存施設の資産価格 ＋再整備費 －評価期間終了時点の資産価格	総事業費 当該事業費＋関連事業費
便 益	「事業ありせば・なかりせば」の比較により積み上げ算定 (イメージ図)  ※事業を実施しないことにより現況の施設機能が失われた場合の、農業生産の損失を考慮	事業実施後と現況の比較により算定 (イメージ図) 

14 林道事業

「林野公共事業における費用対効果分析について」林野庁 H14.3 (H28.5 最終改正)

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2 + B3 + B4 + B5 + B6$$

	便益項目	内容
B1	木材生産便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道の開設により縮減される伐採・搬出・輸送経費</li> <li>林道の開設により新たに伐採対象となる森林の、森林整備着手以降の増加材積</li> </ul>
B2	森林整備経費縮減便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道の開設により縮減される造林・保育経費</li> <li>森林整備の促進による公益的機能向上額 (水源涵養・土砂流出防止・炭素固定便益等)</li> </ul>
B3	一般交通便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落から通勤等で林道を利用することにより縮減される走行時間及び経費</li> </ul>
B4	森林の総合利用便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道の開設により縮減された利用者が森林へ到達するための費用負担額</li> <li>林道の開設により促進される特用林産物の生産増加額</li> </ul>
B5	災害等軽減便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道が災害時の迂回路として活用されたことにより縮減される走行経費</li> <li>既設林道の拡張等により縮減される災害復旧経費</li> </ul>
B6	維持管理費縮減便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設林道の拡張等により縮減される維持管理費</li> </ul>

※ 整備期間+40年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2 + C3$$

	費用項目	内容
C1	事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事費、補償費等</li> </ul>
C2	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備期間+供用後40年間の林道維持管理費</li> </ul>
C3	森林整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備経費、伐採経費</li> </ul>

## 15 治山事業

「林野公共事業における費用対効果分析について」林野庁 H14.3 (H28.5 最終改正)

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2 + B3 + B4$$

	便益項目	内容
B1	水源涵養便益	事業により森林の状態が良好に保たれ、洪水防止、流域貯水、水質浄化が図られることで、代替されるダム設置費
B2	山地保全便益	森林の状態が良好に保たれることによって、土砂流出や土砂崩壊等の防止が図られ、軽減される砂防ダム建設費
B3	環境保全便益	森林の状態が良好に保たれることによって、炭素固定、飛砂軽減、風害軽減、保健休養の確保等環境保全に寄与する価値
B4	災害防止便益	治山事業の実施により防止し得る被害額（山地災害、なだれ災害、潮害、海岸浸食等）

※ 施設整備主体の事業：整備期間+50年間の便益

※ 森林整備主体の事業：100年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2$$

	費用項目	内容
C1	事業費	工事費、測量試験費、補償費等
C2	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の完成後 50 年間（100 年間）のパトロール等の維持管理費</li> <li>・ 植栽木の管理費</li> <li>・ 修繕費 等</li> </ul>

16 公営住宅整備事業

「公営住宅整備事業の新規事業採択時評価手法の解説」H11.4

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

総便益 (B) = B1

	便益項目	内容
B1	居住水準向上効果	家賃収入、駐車場料金の収入総額

※ 47年間（税法上の耐用年数）及び割引率4%の便益

総費用 (C) = C1 + C2 + C3

	費用項目	内容
C1	用地取得費	住宅建設に必要な用地費
C2	建設費	住宅本体やコミュニティ施設等の建設費
C3	修繕費	耐用年数（47年間）の施設補修費（割引率4%）

「福祉的役割」「安全確保」「居住水準向上効果」「地域波及効果」「施策誘導効果」「その他特別な効果」の6項目により評価する。

※斜体文字は、建替事業の場合のみに適用される。

#### 【事業採択基準】

(i) ~ (iii) のいずれかに該当する事業は採択する。

(i) 「安全確保」若しくは「その他特別な効果」の項目が該当する事業は採択する。

(ii) 「福祉的役割」の項目が該当する場合は採択する。

(iii) 「居住水準向上効果」「地域波及効果」「政策誘導効果」のうち2項目以上該当する場合は採択する。

※ただし、(ii)、(iii)については、「居住水準向上効果」の指標である費用便益比が0.5以下である場合は、効率が著しく低い事業として不採択とする。

#### 【各評価項目の該当基準】

##### 1. 福祉的効果

下記の3指標のいずれかが以下の基準を満たすこと。

住宅困窮世帯の多寡：低所得民間賃貸住宅世帯率が15%以上

需要量の多寡：近年の応募倍率が2倍以上

低居住水準の解消：従前住宅のうち最低居住水準以下の世帯の割合が50%以上

##### 2. 安全確保

下記の2指標のいずれかが以下の基準を満たすこと。

従前住宅の老朽化：耐用年数に対する経過年数の割合が90%以上

従前住宅の耐震安全性：耐震診断の結果、安全性に問題があると判明

##### 3. 居住水準向上効果

費用便益比の値が1.0以上

##### 4. 地域波及効果

下記の5指標のうち以下の基準を満たすものが2以上あること。

コミュニティ活性化：

児童遊園、集会室等のコミュニティ施設が整備され、地域コミュニティの活性化が期待できる。

人口対策：

過疎地域あるいは空洞化により人口の減少が著しい地域に整備され、地域における人口問題に対する効果が期待できること。

地域産業振興：

地域材を積極的に活用する等、地域における経済的振興に対し、効果が期待できること。

地域景観向上：

植栽の整備や地域景観に配慮した住棟構成とする等、地域における景観向上

の効果が期待できること。

**地域防災への貢献：**

木造から耐火構造への建て替えや団地内に緊急時避難所を整備するなど地域防災の向上に効果が期待できること。

**5. 政策誘導効果**

以下の2指標のうち、いずれかが以下の基準を満たすこと。

**高齢社会対応：**

住戸内の段差解消、補助手すりの設置ね緊急通報システムの設置等の施策に先導的に取り組むことにより、高齢社会対応住宅の一般への普及促進に対する効果が期待できること。

**環境問題対応：**

緑化整備、浸透性舗装、自然エネルギーの活用等の環境問題対策に係わる施策に先導的に取り組むことにより、環境対策の一般への普及促進に対する効果が期待できること。

**6. その他特別な効果**

上記1.～5.に該当する項目以外に、事業採択するに値する社会に対する**特段の有益な効果**が期待できること。

## 17 公営住宅整備事業

「公営住宅整備事業等に係る事後評価の内容及び判断基準について」H16. 2

### 1. 評価の内容

#### (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

事業採択時の費用対効果分析に際し、費用の算定に用いた「用地費」「建設費」「維持管理費」等の費用の変化及び、便益の算定に用いた「市場家賃」等の変化についての評価を行う。

#### (2) 事業の効果の発現状況

新規事業採択時評価の指標としている各効果について、これらの効果が十分に発現されているかどうか、空家率及び共同施設の利用状況を含め、総合的に評価を行う。

①空家率：「空家戸数」／「供給戸数」（空家戸数：1年以上空家の戸数）

②共同施設の利用状況：児童遊園、集会所、高齢者生活相談所、駐車場等の利用状況

#### (3) 事業実施による環境の変化

周囲の環境への配慮事項の具体的内容及びその実施結果の状況について総合的に評価を行う。建設後に著しく周囲の環境に影響を与えた場合にはその内容及びそれについての評価を行う。

#### (4) 社会経済情勢の変化

事業内容の方針に影響する社会要因の変化について記載。

### 2. 今後の対応方針とその判断基準

#### (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についての判断基準

費用対効果分析の算定時に用いた、市場家賃、用地費、建設費、維持管理費について大幅な変更があり、費用対効果分析の値に大きな影響が出ているかどうかを判断する。

#### (2) 事業の効果の発現状況についての判断基準

空家率及び共同施設の利用状況のほか、新規事業採択時評価の指標である「福祉的役割」、「安全確保（建替のみ）」、「地域波及効果」、「政策誘導効果」について、新規事業採択時に見込まれた効果について概ね発現されているかどうかを判断基準とする。

##### ①空家率についての判断基準

空家率については、公営住宅については5%と10%、特優賃及び高優賃については地域の一般的な賃貸住宅の空き家率との乖離の程度を判断のメルクマークとする。

##### ②共同施設の利用状況についての判断基準

著しく利用状況に支障のある施設がないか、当初想定した利用状況が見込まれているかを判断基準とする。

#### (3) 事業実施による環境の変化についての判断基準

事業により建築後に周囲の環境に大きな影響を与えた場合、その影響の有無及びよし悪しを判断する。

<環境影響の例>

(悪影響)

・周辺住民より景観が阻害されているとの指摘があった。

(好影響)

・周囲の景観に配慮した計画とした。

・新省エネルギー基準を採用した。

・住棟周辺の緑化により、良好な環境づくりに寄与した。

#### (4) 社会経済情勢の変化についての判断基準

高齢化の進展や景気の低迷、周辺環境などの変化が、事業に及ぼした影響について判断する。

### 3. 評価結果と対応方針

ケース	評価項目				対応方針				
	(2) 事業の効果の発現状況			(1)	(3)	(4)	評価	今後の事後評価	改善措置
	① 空家率	② 共同施設の利用状況	新規事業採択時の効果	費用対効果の分析定とした要因の変化	事業実施による環境の変化	社会経済情勢の変化			
I	5%未満	概ね良好な結果が得られている。			効果の発現が概ね十分である。	不要	不要		
II		良好な結果が得られていない。			効果の発現が十分でなく、今後の経過により効果の発現を観測。5年後に改めて評価を実施。	要	不要		
III	5%以上 10%未満	概ね良好な結果が得られている。			効果の発現が十分でなく、改善措置の検討・実施を加えた上で、5年後に評価を実施。	要	要		
IV		良好な結果が得られていない。							
V	10%以上	-							

18 水道用水供給事業（水道広域化施設整備費）  
「水道事業の費用対効果マニュアル」厚生労働省 H23.7

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2$$

	便益項目	内容
B1	断・減水被害額 (通常年)	通常年における増設系がない場合の給水制限や断水による被害額
B2	断・減水被害額 (渇水年)	10年に1度の渇水年における増設系が無い場合の給水制限や断水による被害額

※ 50年間の便益

$$\text{総費用 (C)} = C1 + C2 + C3 + C4$$

	費用項目	内容
C1	水道広域化施設整備費	増設系の水道施設の整備費 上記更新費用（法定耐用年数で50年間の費用を計上）
C2	ダム事業費負担金	太田川ダムに対する費用負担（利水の負担割合 22.6%）
C3	水道施設維持管理費	増設系水道施設の維持管理費（動力費、薬品費等）
C4	ダム維持管理費	太田川ダムに対する費用負担（利水の負担割合 22.6%）

※ 50年間の費用

19 工業用水道改築事業

「費用対効果分析実施細目（工業用水道事業における費用対効果分析）通商産業省 H11.4」

$$\text{費用対効果比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総費用 (C)}}$$

$$\text{総便益 (B)} = B1 + B2 + B3 + B4$$

	便益項目	内容
B1	老朽化による施設損壊リスク回避便益（利用者）	管の老朽化による配水管損壊に伴う、工業用水の供給停止による事業所の操業停止の回避
B2	地震による施設損壊リスク回避便益（利用者）	震災時の配水管損壊に伴う、工業用水の供給停止による事業所の操業停止の回避
B3	老朽化による施設損壊リスク回避便益（供給者）	管の老朽化による配水管損壊時の復旧費用の回避
B4	地震による施設損壊リスク回避便益（供給者）	地震による配水管損壊時の復旧費用の回避

※ 耐用年数を考慮した供用期間終了までの便益

$$\text{総費用 (C)} = C1$$

	費用項目	内容
C1	建設費	工業用水道施設の工事に要する費用

## 公共事業事業評価実施要綱等関係資料

### 静岡県事業評価監視委員会関係

- |   |                  |         |
|---|------------------|---------|
| 1 | 静岡県事業評価監視委員会設置要綱 | P 1～P 2 |
| 2 | 静岡県事業評価監視委員会運営要領 | P 3～P 4 |
| 3 | 静岡県事業評価監視委員会傍聴要領 | P 5～P 6 |

### 再評価関係

- |   |  |           |
|---|--|-----------|
| 2 | 静岡県交通基盤部、くらし・環境部、文化・観光部所管<br>公共事業再評価実施要綱 | P 7～P 12  |
| 3 | 静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領              | P 13～P 18 |

### 事後評価関係

- |   |   |           |
|---|---|-----------|
| 4 | 静岡県交通基盤部、くらし・環境部、文化・観光部所管<br>公共事業事後評価実施要綱 | P 19～P 24 |
| 5 | 静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領              | P 25～P 26 |
| 6 | 静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領細目            | P 27～P 29 |



## 静岡県事業評価監視委員会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡県交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部及び企業局（以下「県」という。）が実施する公共事業の事業評価における客観性及び透明性を確保するため、静岡県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、県が実施する公共事業の事業評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して県が作成した対応方針(案)について審議を行い、知事に対して意見の具申を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長の任期は、委員の任期とする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(関連事業の審議)

第7条 県以外の事業主体が実施する事業が、県が実施する事業と密接に関連し、一連の事業として共同で事業評価を実施することが合理的な場合には、県以外の事業主体が実施する事業評価についても審議することができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、交通基盤部建設政策課において処理し、くらし・環境部企画政策課、経済産業部産業政策課及び企業局経営課がこれに協力するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年 3月22日から施行する。

(静岡県事業評価監視委員会設置要領の廃止)

2 静岡県事業評価監視委員会設置要領（平成10年10月21日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5月30日から施行する。

## 静岡県事業評価監視委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県事業評価監視委員会設置要綱第9条の規定に基づき、静岡県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が非公開が適当であると判断した場合はこの限りでない。

2 公開の方法等については、情報提供の推進に関する要綱（平成15年3月14日付け私情第23号総務部長通知）に基づき行うものとする。

3 傍聴定員は10人以内とする。ただし、委員長が認めた場合はこの限りではない。

### (会議の議長)

第3条 議長は、議事を整理する。

2 議長は、議場の秩序を保持し、必要があると認めるときには、秩序を乱した者を退場させることができる。

### (議事録)

第4条 委員会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1人が署名するものとする。

2 議事録は、審議内容に係る会議資料と併せて公開するものとする。ただし、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に該当する情報についてはこの限りでない。

### (町事業の審議)

第5条 委員会は、町長から依頼があった場合は、町が実施する交通基盤部及びくらし・環境部が関連する事業（静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領第2の1に規定する対象事業等を除く。）の再評価に関し、審議できるものとする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成14年6月6日から施行する。

#### (静岡県事業評価監視委員会運営細目の廃止)

2 静岡県事業評価監視委員会運営細目（平成10年11月6日制定）は、廃止する。

### 附 則

この要領は、平成15年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 静岡県事業評価監視委員会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻 15 分前までに、受付で氏名、住所を記入してください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴者は、事務局の指示に従って会場に入室してください。

### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

### 3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 2 の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。

#### 附 則

この要領は、平成 14 年 6 月 6 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 23 日から施行する。



## 静岡県事業評価監視委員会傍聴要領

(平成15年4月23日制定)

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻15分前までに、受付で氏名、住所を記入してください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴者は、事務局の指示に従って会場に入室してください。

### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

### 3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。

## 第1 目的

静岡県交通基盤部道路局、河川砂防局、港湾局及び都市局並びにくらし・環境部建築住宅局が所管する公共事業(静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領第2の1に規定する対象事業等を除く)(以下「交通基盤部等が所管する公共事業」という。)の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。

再評価は、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

## 第2 再評価の対象とする事業

対象とする事業は、交通基盤部等が所管する公共事業で県が施行する事業のうち、維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除いた次に掲げる事業(以下「対象事業」という。)とする。

- (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業  
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする(以下同じ。)。また、「未着工の事業」とは別紙のとおりとする。
- (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業(一部供用中の事業を含む。)
- (3) 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
  - ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)
  - ② 実施計画調査費を予算化したダム事業  
なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とする。
- (4) 再評価実施後5年間(下水道事業については10年間)が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業  
なお、事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画の中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

### 第3 再評価の実施時期

再評価の実施時期は以下のとおりとする。

- (1) 第2の(1)に該当する事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- (2) 第2の(2)に該当する事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- (3) 第2の(3)に該当する事業にあつては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
- (4) 第2の(4)に該当する事業にあつては、再評価実施時から5年間（下水道事業については10年間）経過後の年度末までに実施する。

### 第4 再評価の実施

#### (1) 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

##### ① 事業の必要性等に関する視点

- ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- イ 事業の投資効果
- ウ 事業の進捗状況

##### ② 事業の進捗の見込みの視点

##### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

#### (2) 対応方針（案）決定の考え方

- ① (1)の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。
- ② (1)の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって(1)の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。
- ③ (1)の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

#### (3) 事業評価審査会の設置

再評価の実施に当たり、交通基盤部及びくらし・環境部にそれぞれ関係各局長等をもって構成する事業評価審査会を設置し、事業担当課が作成した再評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

### 第5 対応方針の決定

知事は、静岡県事業評価監視委員会設置要綱に基づき設置される静岡県事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決

定するものとする。

## 第6 再評価結果等の公表

再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。

## 第7 その他

事業担当課は、本要綱に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要綱の細目を定めるものとする。

## 第8 経過措置

再評価の実施については、以下のとおり経過措置を設ける。

- (1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。
- (2) 平成22年度に、第2(2)に該当する事業及び第2(2)に規定する期間を超過する事業については、平成23年度末までを目途に再評価を実施し、再評価の結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成10年10月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年 3月22日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年 6月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

## 別紙

## 「事業採択後5年間に経過した時点で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
砂防・地すべり対策・急斜地崩壊対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手。
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手。
港湾整備事業	工事に未着手。
公営住宅整備事業等	工事に未着手。
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業の準じて設定。
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手。

番号	平成 年度公共事業再評価調書					担当課名		
事業名					事業主体	静岡県		
箇所名					市町名			
事業採択年度	平成	年度	計画期間	平成	年度	～	平成	年度
用地着手年度	平成	年度	工事着手年度	平成				年度
再評価理由※								
全体事業費	百万円	投資状況 (百万円)	～H 年度	H 年度	H 年度見込	計		
事業概要	(1) 事業目的 (2) 事業内容							
【視点1】 事業の 必要性	(1) 事業を巡る社会情勢等の変化 (2) 事業の投資効果 (3) 事業の進捗状況							
	評価	継続が妥当 ・ 視点3による見直し後継続が妥当 ・ 継続は妥当ではない						
【視点2】 今後の 事業の進捗 の見込み								
	評価	継続が妥当 ・ 視点3による見直し後継続が妥当 ・ 継続は妥当ではない						
【視点3】 新たなコスト 削減・代 替案立案等 の可能性								
対応方針案	(1) 対応方針案 本事業を（ 継続 ・ 中止 ）する。 (2) 理由							

※「再評価理由」は、静岡県交通基盤部、くらし・環境部所管公共事業再評価実施要綱第2に規定する区分に従って記載する。

# 静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領

## 第1 趣旨

静岡県経済産業部及び交通基盤部が所管する農業農村整備事業、森林整備保全事業、草地開発整備事業等及び水産関係公共事業の効果的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

## 第2 対象事業及び実施時期

- 1 再評価の対象となる事業（以下「対象事業等」という。）は、県が行う次に掲げる事業とする。
  - (1) 農業農村整備事業
    - ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定される土地改良事業（維持管理事業を除く。）
    - イ 実施要綱、要領及び補助金交付要綱で定めた農業農村整備事業
    - ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号のイに基づき農林水産大臣が主務大臣となって行う同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事
  - (2) 森林整備保全事業
    - ア 治山事業にあつては、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業（全体計画を単位とする。）
    - イ 林道事業にあつては、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通達）、森林居住環境整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第883号農林水産事務次官依命通達）、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業国庫補助要領（昭和41年8月6日付け林野道第606号林野庁長官通達）に定める林道整備
    - ウ 地すべり等防止事業にあつては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条又は第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業（全体計画を単位とする。）
  - (3) 草地開発整備事業等
    - ア 農用地開発事業実施要綱（17農振第1934号平成18年3月31日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業
    - イ 畜産基盤再編総合整備事業実施要綱（14生畜第8102号平成15年4月1日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業
    - ウ 畜産環境総合整備事業実施要綱（17生畜第3033号平成18年3月31日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業
  - (4) 水産関係公共事業
    - ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条に定める漁港漁場整備事業

- イ 水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号、農林水産事務次官通達）第2に定める事業
  - ウ 漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱（昭和32年7月4日付け32水生第3683号農林事務次官依命通達）第2に定める海岸保全施設整備事業及び海岸環境整備事業
- 2 再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業等が完了する場合は、再評価は行わないものとする。
- (1) 農業農村整備事業
    - ア 原則として、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
    - イ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年ごと
    - ウ ア及びイのほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
  - (2) 森林整備保全事業
    - ア 原則として、事業採択から未了のまま10年を経過した時点の属する年度
    - イ 事業採択から未了のまま10年を超えて継続する場合、直近に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
    - ウ ア及びイのほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
  - (3) 草地開発整備事業等
    - ア 原則として、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
    - イ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
    - ウ ア及びイのほか、畜産情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
  - (4) 水産関係公共事業
    - ア 事業採択から未了のまま10年を経過した時点の属する年度
    - イ 事業採択から未了のまま10年を超えて継続する場合、直近に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
    - ウ ア及びイのほか、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。

### 第3 関係出先機関における基礎資料の作成

対象事業等を執行する関係出先機関において、次に掲げる項目を内容とする再評価のための基礎資料を作成し、各部長に提出するものとする。

- 1 農業農村整備事業
  - (1) 事業の進捗状況

- (2) 受益農家、関係機関の意向
  - (3) 関連事業の進捗状況
  - (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
    - ア 事業の施行に係る地域
    - イ 主要工事計画
    - ウ 事業費
  - (5) 社会経済情勢の変化
  - (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
  - (7) 事業コスト縮減や代替案の可能性
- 2 森林整備保全事業
- (1) 事業の進捗状況
    - ア 全体計画に対する事業の進捗内容
    - イ 次年度以降の計画内容
    - ウ 事業実行上の問題点
  - (2) 関連公共施設等の整備状況
  - (3) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
  - (4) 森林・林業情勢及び社会経済情勢
    - ア 治山事業にあつては以下に掲げるものとする。
      - (ア) 保全対象等の動向
      - (イ) 事業対象地における荒廃地等の状況
      - (ウ) 事業対象地に近接した地区の新たな荒廃地等の発生状況
    - イ 林道事業にあつては以下に掲げるものとする。
      - (ア) 当該林道を利用する森林の区域・面積
      - (イ) 利用区域内の森林資源
      - (ウ) 採択要件である林業効果指数
  - (5) 地元（地方公共団体等）の意向
  - (6) 事業コスト縮減の可能性
  - (7) 代替案の可能性
- 3 草地開発整備事業等
- (1) 事業の進捗状況
  - (2) 受益農家、関係機関の意向
  - (3) 関連事業の進捗状況
  - (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
    - ア 事業の施行に係る地域
    - イ 主要工事計画
    - ウ 事業費
  - (5) 社会経済情勢の変化
  - (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化

#### 4 水産関係公共事業

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 漁業情勢及び漁港施設、海岸保全施設の利用状況と将来見通し
- (3) 関連事業の進捗状況
- (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
  - ア 主要工事計画
  - イ 事業費
- (5) 社会経済情勢の変化
- (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- (7) 事業コスト縮減や代替案の可能性
- (8) 地元の意向

#### 第4 事業評価審査会の設置

知事は、対象事業等の再評価を行うため、各部において関係各局長等をもって構成する「静岡県経済産業部事業評価審査会」及び「静岡県交通基盤部事業評価審査会」（以下「事業評価審査会」という。）を設置するものとする。

#### 第5 再評価の実施

- 1 事業評価審査会は、基礎資料を基に、対象事業等の継続、事業計画の変更、対象事業等の休止又は中止、関係機関への要請その他対象事業等の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、関係機関から意見を聴取した上で、別紙の再評価の視点と対応方針（案）決定の考え方により、再評価を行うものとする。
- 2 事業評価審査会は、静岡県事業評価監視委員会の意見を付して、知事へ対応方針（案）を報告するものとする。
- 3 知事は、監視委員会の意見を尊重し、翌年度以降の対象事業等の対応方針等を決定し、林野庁長官、水産庁長官及び関東農政局長に報告するものとする。

#### 第6 再評価結果及び対応方針等の公表等

- 1 知事は、毎年度、対象事業等の一覧、それぞれについての再評価結果及び結果に至った理由、対応方針等を公表するものとする。
- 2 また、再評価結果及び対応方針については、知事から関係機関に周知するものとする。

#### 第7 委任

事業評価審査会の事務その他必要な事項については、知事が別に定める。

#### 附 則

本要領は、平成11年1月6日から施行する。

#### 附 則

本要領は、平成14年4月5日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙)

## 再評価の視点と対応方針(案)決定の考え方

### 第1 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- 1 事業の必要性等に関する視点
  - (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - (2) 事業の投資効果
  - (3) 事業の進捗状況
- 2 事業の進捗の見込みの視点
- 3 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

### 第2 対応方針(案)決定の考え方

- 1 第1の1の視点による再評価及び2の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、3の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。
- 2 第1の1視点による再評価又は2の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、3の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって第1の1の視点による再評価及び2の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。
- 3 第1の1の視点による再評価又は2の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、3の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を休止又は中止するものとする。(ただし、農業農村整備事業は、中止のみとする。)

## 静岡県交通基盤部、くらし・環境部所管公共事業事後評価実施要綱

### 第1 目的

静岡県交通基盤部道路局、河川砂防局、港湾局及び都市局並びにくらし・環境部建築住宅局が所管する公共事業（静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領第2に規定する対象事業を除く）（以下「交通基盤部等が所管する公共事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の当該事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することを目的とするものである。

### 第2 対象とする事業

対象とする事業は、交通基盤部等が所管する公共事業（維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除く。）のうち、次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）とする。

(1) 事業完了後5年以内の事業のうち、知事が規模及び特性を考慮して選定した事業

なお、「事業完了」とは、別表のとおりとする。

(2) 審議結果（第5に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、知事が改めて事後評価を行う必要があると判断した次に掲げる事業

①効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できる事業

②改善措置が必要であり、その改善措置を講じた事業

③その他事後評価が必要と判断した事業

### 第3 実施の時期

(1) 第2の(1)の事業にあつては、事後評価の対象となった年の年度末までに実施する。

(2) 第2の(2)の事業にあつては、効果の発現等を踏まえ、知事が実施時期を決めるものとする。

### 第4 事後評価の実施

(1) 事後評価の視点

事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、それぞれの視点において、事業の種別ごとにその特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
  - ② 事業の効果の発現状況
  - ③ 事業実施による環境の変化
  - ④ 社会経済情勢の変化
  - ⑤ 今後の事後評価の必要性
  - ⑥ 改善措置の必要性
  - ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
- (2) 事業評価審査会の設置

事後評価の実施に当たり、交通基盤部及びくらし・環境部にそれぞれ関係各局長等をもって構成する事業評価審査会を設置し、事業担当課が作成した事後評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

## 第5 方針の決定

知事は、静岡県事業評価監視委員会設置要綱に基づき設置される静岡県事業評価監視委員会の意見（以下「審議結果」という。）を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決定するものとする。

## 第6 事後評価結果等の公表

- (1) 事後評価の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表するものとする。
- (2) 審議結果を踏まえた改善措置を講じた場合、速やかにその内容について公表するものとする。

## 第7 その他

事業担当課は、本要綱に基づき事業種別ごとに事後評価についての実施細目を定めるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、静岡県土木部・都市住宅部所管公共事業事後評価試行要領（平成13年7月10日）は廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

## 別表

## 事業種別ごとの事業完了の定義

所管事業名	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
道路・街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地基盤整備事業(旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業)	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業(旧住宅市街地整備総合支援事業)	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業(旧密集住宅市街地整備促進事業)	原則として国庫補助事業が完了した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点

番 号	平成 年度公共事業事後評価調書					担当課名 [		]
事業名						事業主体	静 岡 県	
箇所名						市町名		
事業概要								
事業期間	当初	年度～	年度	事業費	当初	百万円		
	実績	年度～	年度		実績	百万円		
事業量								
事業の目的・必要性								
事業の効果等								
費用対効果 分析結果	当初	B/C	総費用 (事業費： 維持管理費	億円 億円 億円)	総便益 (	便益： 便益： 便益：	億円 億円 億円)	基準年 年
	事後	B/C	総費用 (事業費： 維持管理費	億円 億円 億円)	総便益 (	便益： 便益： 便益：	億円 億円 億円)	基準年 年
(1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化								
(2) 事業効果の発現状況								

事業実施による環境の変化

事業を巡る社会経済情勢等の変化

対 応 方 針 （案）

# 静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領

## 第1 目的

静岡県経済産業部及び交通基盤部が所管する農業農村整備事業、森林整備保全事業、草地開発整備事業等及び水産関係公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することを目的とするものである。

## 第2 対象とする事業

対象とする事業は、「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領」第2の1に掲げる事業のうち次に掲げる事業を対象とし、別に定める「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領細目」により実施するものとする。

### (1) 事業完了後一定期間経過後の事後評価

#### ア 事業完了後一定期間が経過した事業

一定期間とは、事業完了後「概ね5年」とする。

#### イ 審議結果（第5に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、事後評価の対応方針を下記としたもの。

ア) 事業効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できるとした事業。

イ) 改善措置が必要であると判断し、その措置が講じられた事業。

### (2) 実施時期を特定しない事後評価

自然災害の発生や環境への影響、社会経済情勢の変化等により、事業評価実施主体が事後評価を行う必要があると判断した場合は、速やかに実施するものとする。

## 第3 実施時期

(1) 第2の(1)アの事業にあつては、原則として、当該事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の翌年度末までに実施する。

(2) 第2の(1)イの事業にあつては、事後評価を実施した日から起算して5年を経過した日が属する年度末までに実施する。

## 第4 実施の手続

(1) 事後評価を実施する際の視点は以下のとおりとし、それぞれについて各事業ごとに適切な評価項目を設定するものとする。

ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

イ 事業効果の発現状況

ウ 事業により整備された施設の管理状況

エ 事業実施による環境の変化

オ 社会経済情勢等の変化

カ 今後の課題等

(2) 事業評価審査会の設置

事後評価の実施に当たり、「静岡県経済産業部事業評価審査会設置要領」又は「静岡県交通基盤部事業評価審査会設置要領」に基づき設置される事業評価審査会において、事後評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

## 第5 方針の決定

知事は、『静岡県事業評価監視委員会設置要綱』に基づき設置される静岡県事業評価監視委員会の意見（以下「審議結果」という。）を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決定するものとする。

## 第6 事後評価結果等の公表

- (1) 当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表するものとする。
- (2) 審議結果を踏まえた改善措置が講じた場合、速やかにその内容について公表するものとする。

### 附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部・環境森林部公共事業事後評価試行要領（平成14年5月1日）は廃止する。

### 附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

# 静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領細目

## 第1 実施要領細目の位置付け

本実施要領細目は、「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき実施する事後評価に際して必要となる基本事項を定めたものである。

## 第2 対象事業

「実施要領」第2(1)に定める事業は原則として下記のとおりとし、各部の事業評価審査会において実施地区を選定する。

### (1) 農業農村整備事業

事後評価の実施は、対象となる事業（別表による）のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

### (2) 森林整備保全事業

事後評価の実施は、対象となる事業（別表による）のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね5億円以上とする。

イ 林道事業は、新規開設事業に限定する。

### (3) 草地開発整備事業等

事後評価の実施は、対象となる事業（別表による）のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

### (4) 水産関係公共事業

事後評価の実施は、対象となる事業のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、「再評価実施要領」第2の1の(4)に定める各項目あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

## 第3 評価項目

対象事業等を執行した関係出先機関において、次に掲げる項目を内容とする事後評価のための基礎資料を作成し、担当部長に提出するものとする。

### (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

・事業受益地の土地利用状況の推移、農林水産物の価格変動状況、事業実施中のコスト削減対策等

### (2) 事業効果の発現状況

・農林水産物の生産額の増大、農林水産物の生産性の向上や構造の改善、被害の軽減等、基本的な評価指標等

- ・事業完了後に確認された新たな効果や要因等
- (3) 事業により整備された施設の管理状況
  - ・施設の利活用及び施設の維持管理状況等
- (4) 事業実施による環境の変化
  - ・生産の環境、農山漁村の生活環境、自然環境の変化等
- (5) 社会経済情勢等の変化
  - ・地域社会の動向（産業別就業者人口の動向等）
  - ・地域経済の状況（産業算出額の動向等）等
- (6) 今後の課題等
  - ・改善措置等の必要性
  - ・更なる効果増進のための提案等

#### 第4 事後評価の実施

- (1) 事後評価の実施手続
  - ア 効果の発現が概ね充分で、改善措置が必要ないと判断した場合は、必要な観測によるフォローアップを実施する。
  - イ 効果の発現が充分でなく、今後、時間の経過により効果の発現が期待できると判断した場合は、更に一定期間経過後（原則として5年後）に改めて事後評価を実施する。
  - ウ 効果の発現が充分でなく、改善措置が必要であると判断した場合は、その内容を検討し実施した上で、更に一定期間経過後（原則として5年後）に改めて事後評価を実施する。
- (2) 事業の単位と一部供用開始事業の取扱い
  - ア 事業の単位
 

事後評価を実施する際の単位は、一貫した事業評価を実施する観点から、再評価を実施する単位を原則とするが、関連事業の実施状況等によっては、適切な単位を設定できるものとする。
  - イ 一部供用開始事業の取扱い
 

事業期間が相当長期にわたるもので、段階的に供用される事業については、再評価実施の際、既供用部分に係る事後評価の視点を盛り込んだ評価を行うことを検討する。
  - ウ 改善措置の検討の視点
 

改善措置の検討は、事業の目的等を踏まえ、運用面、施設面等の視点から行うものとする。

#### 附 則

- 1 本要領細目は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

- この改正は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

- この改正は、平成22年4月1日から施行する。

事業区分

種 別	事 業 名	
農業農村整備事業	生産基盤整備事業	かんがい排水事業
		経営体育成基盤整備事業
		ほ場整備事業
		土地改良総合整備事業
		畑地帯総合整備事業
		畑地帯開発整備事業
		農道整備事業
	農村整備事業	農村総合整備事業
		農村振興総合整備事業
		田園整備事業
		地域用水環境整備事業
		中山間総合整備事業
	農地保全事業	農地防災事業
		農地保全事業
		農村環境保全対策事業
		海岸保全施設整備事業（農地）
		海岸環境整備事業（農地）
		公有地造成護岸等整備統合補助事業（農地）
森林整備保全事業	治山事業	
	林道事業	
	地すべり等防止事業	
草地開発整備事業等	草地畜産基盤整備事業	
	畜産環境総合整備事業	



## 平成 30 年度年度事業評価監視委員会 再評価付帯意見に対する取組

- ① インフラ整備は、自然災害等に対する安全・安心の確保、地域経済の発展や住民の生活環境の向上等、社会における諸課題の解決に寄与するものであり、施設の早期完成が望まれるが、No.2 の一般国道 362 号本川根静岡バイパス道路改築事業に見られるように整備に要する期間が長期に及ぶ場合もある。このため、計画的・効率的な事業執行により経費縮減や直接・間接的な効果の早期発現に努められたい。それとともに、事業内容や事業効果について県民にわかりやすく説明されたい。

(交通基盤部建設政策課)

公共事業の実施にあたっては、技術進歩の著しい I C T 等の新技術の活用等による一層のコスト縮減により効率的に事業を進めるとともに、官民を含めた多様な主体と連携・協働することにより、整備したインフラが最大限活用され、事業効果が早期に発現されるよう努める。

また、事業内容や効果については、地元へ出向き、事業の説明を行う静岡どぼくらぶ講座等を年間 30 回程度開催するなど、県民への周知に努めており、今後とも事業のストック効果等を、わかりやすく且つ戦略的に P R することにより、県民の理解向上に努める。

- ② 気候変動に伴い激甚化する豪雨や、切迫性が高まる巨大地震から県民の命を守るためには、津波対策や治水対策、土砂災害対策などの諸事業を着実に推進するべきである。一方、必要となる施設の規模や整備に要する期間の観点から考えれば、ハード対策のみで防御するには限界があるため、関係機関と協力・連携し、ハード・ソフト両面の対策の組み合わせによる減災の取組を推進するよう努められたい。

(交通基盤部建設政策課)

平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、激甚化する自然災害に対応するため、昨年 12 月に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づき、本県でも治水対策や土砂災害対策などに集中的に取り組んでいる。

一方で、想定する施設整備規模を超える事象は起こり得るため、行政だけでなく、地域住民にも災害リスクに関する知識と心構えを共有する必要がある。そのため、例えば、津波対策においては、ハード・ソフト両面から対策の在り方を議論するため、伊豆半島を 50 地区に分けて、市町や地域住民からなる「地区協議会」を設置している。今後も、減災の取組にあたっては、ハード・ソフト両面組み合わせで推進するよう努める。

平成 30 年度年度事業評価監視委員会 事後評価付帯意見に対する取組

① No. 6 の二級河川朝比奈川広域河川改修事業については、周辺の開発ビジョンに先駆けて計画的な事業執行に努めたことで地域の治水安全度の向上が図られたため、近年の新東名高速道路開通に伴う周辺インフラの整備や企業の進出など、地域経済の発展に大きく貢献した良い事例である。今後の諸事業においても同事業のように将来を見据えた効果的な社会インフラ整備に努められたい。

(交通基盤部建設政策課)

本県の社会資本整備における方針を定めた「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」においては、今後の人口減少など大幅に変化する社会情勢等を踏まえ、将来のあるべき姿を見据えた上で、バックキャストにより魅力ある地域づくりを進めることを目指している。

今後、地域の実状、将来像を見据えた上で、ストック効果の最大化を目指して、社会インフラの整備推進に努める。

② No. 7 の伊東港 港整備交付金事業については、物流機能の強化や観光振興への寄与などの事業効果が認められる。先端部に整備した浮棧橋については、施設完成後に想定を上回る波浪により破損し、利用できない期間があったことから、適切な施設管理により浮棧橋が有する防災機能等が十分に発揮されるよう努められたい。また、今後、伊東港の更なる利活用が図られるよう、地域や関係する組織との連携強化に取り組まれたい。

(交通基盤部港湾整備課)

浮棧橋は、平時における棧橋としての利用のみならず、海難救助や発災時における緊急物資の輸送用台船等としての用途も考慮した施設であるため、台風等の接近により想定を上回る波浪が予測される時は、静穏度の高い港内他箇所へ退避係留するなど施設を保全するよう、マニュアルの策定を進めている。

また、伊東港周辺は、観光資源に恵まれた地域であるため、観光協会や漁協、伊東市などと連携して地域の魅力をPRするとともに大型観光船の寄港に向けた誘致活動を実施している。今般、これらの活動が実を結び、クルーズ船「ぱしふいっくびいなす」の初寄港が実現し、浮棧橋が旅客の乗降に利用された。引き続き、「伊東港観光浮棧橋の利用促進に関する検討会」等を活用し、関係機関と連携を図り、伊東港の利活用に努める。